

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18 8 0 1 2 3 4 5

特230

341

園藝叢書（統制編）

兵庫縣園藝會

各地園藝家に定評ある

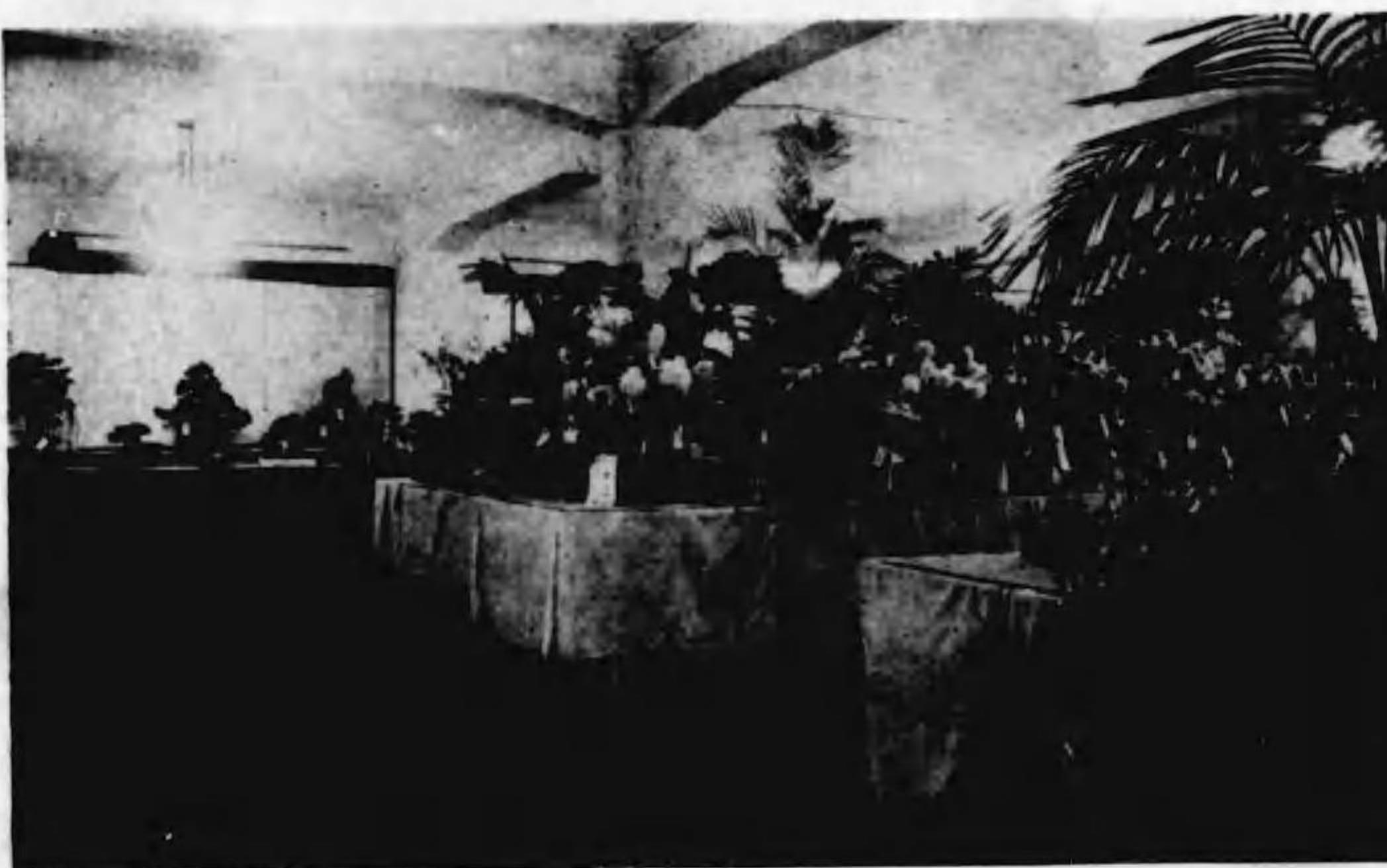
関西一の生花市場

毎月二回市況報を発刊す

特320
341



(説明…上下…昭和16年9月23日—25日・神戸市三宮大丸)
(ニテ開催ノ本會主催 空閑地利用園芸品評會出品物ノ一部)



神戸高級株式生花市場

神戸市湊東区楠町二丁目一七五
電話元町④三六〇四番
振替神戸一九八五番

毎日午後二時開市
定休(七
每月二十一日

地方出荷
大歓迎！

神戸市湊東区楠町三丁目一七一
電話元町④三九四六番
振替神戸二五六〇八番

關西で!!!

切花業者の一番多く集まる市場は、取扱至極公平にして親切且信用ある

目 次

一、青果物配給統制	(一)
(一) 青果物配給統制規則	(一)
(二) 關係告示、要項、通牒	(四)
(1) 農林大臣指定青果物ノ種類	(四)
(2) 農林大臣指定消費地域、荷受機關及市場	(四)
(3) 規則第十條第七號ノ規定ニ依ル農林大臣ノ指定	(四)
(4) 知事指定出荷地區、出荷團體及青果物	(四)
(5) 兵庫縣青果物配給統制委員會規程	(四)
(6) 振賣許可取扱要項	(四)
(7) 指定團體長宛經濟部長通牒	(四)
(三) 青果物配給統制規則解說	(二)
二、諸類配給統制	(一)
(一) 諸類配給統制規則	(一)
(二) 關係縣令、告示、要項、通牒	(四)
(1) 兵庫縣諸類檢查規則(抄錄)	(二)
(2) 諸類配給統制規則施行細則	(三)
(3) 同 右 (取扱方針)	(三)

(4) 農林大臣指定地域及配給機關(抄錄).....(三)

三、最 高 販 賣 價 格

(一) 蔬菜及果實類.....(四)

(二) 甘藷及馬鈴薯(抄錄).....(三)

(三) 果樹類苗木及砧木.....(四)

(四) 生花切花及枝物類.....(四)

(五) 蔬菜種子.....(四)

(六) 花卉球根及花卉類苗.....(三)

(七) 花卉球根及花卉類苗特別種.....(三)

(八) 花卉種子.....(三)

四、本 會 の 事 業

(一) 空閑地利用指導者養成講習會に就て

(二) 昭和十六年秋季園藝品評會成績.....(三)

五、其 他

(一) 老廢果樹並花卉類其ノ他ノ轉作及跡作ニ付テ

(二) 蔬菜果實の簡易加工法.....(充)

(三) 葉牡丹の栽培.....(充)

六、會 員 名 簿

縣立園藝試作場 立石恒四郎：(充)

武田繁人：(三)

(右)

園 藝 叢 書 の 發 刊

支那事變を戰ふこと茲に五年、しかも東亞共榮圈の完遂、世界新秩序建設の大難局打開に敢然力闘しつゝある現下の我國は實に前古未曾有の大國難であるは言ふまでもありません。時代は將に疾風怒濤であり、しかもこの大試練を突破するには國家といはず、個人といはず、その精神、肉體、生活の總てを擧げて新體制化せねばならぬことも亦當然であります。要するにその目的達成のために戦争に勝たねばならぬのであります。

即ち臨戰態勢下一億國民は政府と一體化し國策の強化に挺身し國家を中権にその手足となり、要請一下、これに應ふる覺悟が必要であります。この組織化と能率發揚の爲にあらゆる部面に統制が強化されてゐると思ふのであります。

兵庫之園藝も去る五月號をもつて一應廢刊とし、今回園藝叢書(統制篇)を刊行するに至りましたのも全く國策協力の趣意に外無いのであります。しかも協力には先づ認識の必要なることはいふまでもありません。吾等は職域奉公、臣道實踐の赤誠を盡すため今後も隨時この種刊行物を發行し園藝報國の實を擧げんとするものであります。諸事統制下にありとはいへ神は自ら助くる者を助くの諺は古も今も變りは無いのであります。各位の一層の發展と幸福とを祈ると共にこの上とも御援助と御鞭撻とを冀ふ次第であります。(SK生)

一、青果物配給統制

(一) 青果物配給統制規則

(昭和十六年八月八日)

- 第一條 生活必需物資統制令ニ依ル青果物ノ配給統制ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本則ニ於テ青果物トハ蔬菜類及果實ニシテ生鮮ナルモノヲ謂フ
- 第三條 農林大臣青果物ノ需給調制上必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ帝國農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ
- 帝國農會前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ
- 第四條 帝國農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係道府縣農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲スベシ
道府縣農會ノ前項指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定メ地方長官ノ承認ヲ受クベシ
地方長官前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ公示ス
- 第五條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ基キ關係出荷團體ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ
出荷團體前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ
- 第六條 地方長官當該道府縣ニ於ケル青果物ノ需給調整上特に必要アリト認ムルトキハ青果物ノ種類ヲ定メ道府縣農會ニ對シ當該青果物ノ出荷先、出荷數量、出荷時期、出荷方法其ノ他出荷ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得
第三條第二項、第四條第三項及第五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ第三條第二項中農林大臣トアルハ地方長官トス
- 第七條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外青果物ノ種類毎ニ地方長官ノ指定シタル地區ニ付地方長官ノ指定シタル出荷團體ニ非ザレバ之ヲ當該地區ヨリ出荷スルコトヲ得ズ
一 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ出荷スル場合

二 一日正味八貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ出荷スル場合

三 第九條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ガ同條第二項ノ規定ニ依リ買受ケタル青果物ヲ出荷スル場合

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第八條 地方長官第四條第二項又ハ第六條第一項ノ計畫ノ實施上必要アリト認ムルトキハ市農會又ハ町村農會ニ對シ其ノ會員ノ關係出荷團體ニ對スル當該青果物ノ供出ニ關シ必要ナル統制ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第九條 農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル資格ヲ有スル者ニ對シ買入ヲ爲スベキ青果物ノ種類、數量、買入期間其ノ他買入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

青果物ノ生産者若ハ販賣ノ目的ヲ以テ青果物ヲ占有スル者又ハ此等ノ者ノ團體ハ其ノ所有シ又ハ占有スル當該青果物ニ付前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定ムル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スペシ

第十條 農林大臣ノ指定シタル地域(以下指定消費地域ト稱ス)内ニ青果物ヲ搬入スル者又ハ指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ左ニ掲タル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シ又ハ販賣スル青果物ヲ當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル荷受機關(以下指定荷受機關ト稱ス)以外ノ者

ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

一 第七條第一號ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ搬入シタル青果物ヲ販賣スル場合

二 當該指定消費地域ノ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ販賣スル場合

三 青果物ノ生産者ガ出荷團體ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス場合

四 當該指定消費地域ノ指定荷受機關ヨリ買受ケタル青果物ヲ販賣スル場合

五 一日正味五貫ヲ超エザル數量ノ青果物ヲ販賣スル場合

六 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

七 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 指定荷受機關ハ其ノ取扱フ青果物ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

農林大臣青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ指定荷受機關ニ對シ青果物ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ一般的ニ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ青果物ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 指定荷受機關ハ左ニ掲タル場合ヲ除クノ外當該指定消費地域ニ付農林大臣ノ指定シタル市場(以下指定市場ト稱ス)

ケ搬出ヲ爲スコトヲ得ル者ヲ指定スルコトアルベシ

第十六條 前條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スペシ

一 種類及數量

二 仕向地及仕向港又ハ仕向驛

三 積出港又ハ積出驛

四 搬出時期

前條第一項ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第四號ニ掲タル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第十七條 農林大臣又ハ地方長官青果物ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ對シ青果物ノ讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 青果物ノ生産ヲ爲ス者

二 青果物ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者

三 業務上青果物ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者

四 青果物ノ保管ヲ爲ス者

第十八條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ付必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ市場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

十五條 農林大臣ノ指定シタル青果物ハ船用品、郵便物又ハ正味一貫ヲ超エザルモノヲ除クノ外農林大臣ノ許可ヲ受クル者ニ對シ青果物ノ配給先配給數量若ハ配給方法ニ關シ一般的ニ非ザレバ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ内地以外ノ地域ニ搬出スルコトヲ得ズ

農林大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受

(二) 關係告示、要項、通牒

(1) 農林大臣指定青果物ノ種類

(農林省告示第五百六十八號)

(昭和十六年八月十二日)

りんご うんしゅうみかん なつみかん ネーブルオレンヂ
 きんかん かき なし もも ぶどう さくらんぼ びわ う
 めくり いちご すろくわ まくわうり きうり しろうり
 かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん ごぼう
 さといも ねぎ たまねぎ らつきよう きやべつ はくさい
 きょうな こまつな

◆其ノ他ノ菜類

ほうれんそう れんこん うど ふき いんげん そらまめ
 えんどう ゆりね たけのこ まつたけ しひたけ

(2) 農林大臣ノ指定消費地域荷受機關

及市場(抄錄)

(農林省告示第七二七號)

(昭和十六年九月二十九日)

指定消費地域 兵庫縣神戸市、武庫郡御影町、住吉町、魚崎町

ノ内住吉川以西

指定荷受機關 神戸市中央青果株式會社

指定市場 神戸市中央卸賣市場、東部配給所

(十月一日ヨリ施行)

(3) 規則第十條第七號ノ規程ニ依ル

農林大臣ノ指定

(農林省告示第七二八號)

(昭和十六年九月二十九日)

一、昭和十六年臺灣總督府令第百三十九號青果物配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ臺灣總督ノ指定シタル者ガ、指定消費地域内ニ搬入シタル臺灣產青果物ヲ當該指定消費地域外へ出荷スル場合

一、指定消費地域内ニ搬入セラレタル朝鮮產及支那產栗ヲ日本甘栗卸商組合又ハ其ノ組合員ガ販賣スル場合

(4) 知事指定出荷地區、出荷團體及青果物

(兵庫縣告示第一二七四號)

(昭和十六年十月二十一日)

指定出荷地區 武庫郡 指定出荷團體 武庫郡青果物出荷組合

指定出荷團體 武庫郡 指定青果物 武庫郡青果物出荷組合

かき もも いちご きうり なす トマト だいこん か
 ぶ にんじん さといも ねぎ たまねぎ きやべ
 ほうれんそう いんげん そらまめ えんどう まつたけ

かき なし ぶどう すろくわ まくわうり きうり しろうり かぼち
 かぶ さといも きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 えん
 どう たけのこ まつたけ

多可郡 多可郡青果物出荷組合
 かき くり すろくわ だいこん たまねぎ たけのこ ま
 つたけ

加古郡 加古郡青果物出荷組合
 かき なし ぶどう うめ すろくわ かぼちや なす だ
 いこん さといも たけのこ まつたけ

加古郡 加古郡青果物出荷組合
 いちご すろくわ まくわうり きうり しろうり なす トマト
 や なす トマト だいこん かぶ ごぼう さといも ね
 ぎ たまねぎ きやべつ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれ
 んそう そらまめ えんどう

印南郡 印南郡青果物出荷組合
 かき びわ すろくわ きうり しろうり なす トマト
 だいこん かぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ きや
 べつ はくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう えんどう

飾磨郡 飾磨郡青果物出荷組合
 かき もも ぶどう うめ くり すろくわ まくわうり
 きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん か
 ぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ きやべつ はくさ

川邊郡 川邊郡青果物出荷組合
 かき もも ぶどう くり いちご きうり なす トマト
 かぶ ねぎ 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう そらまめ えん
 どう まつたけ

有馬郡 有馬郡青果物出荷組合
 かき もも ぶどう くり いちご すろくわ まくわうり
 きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん か
 ぶ にんじん ごぼう さといも ねぎ たまねぎ きやべ
 づはくさい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん う
 ど いんげん そらまめ えんどう たけのこ まつたけ

明石郡 明石郡青果物出荷組合
 かき くり いちご すろくわ まくわうり きうり しろうり
 うり かぼちや なす トマト だいこん かぶ にんじん
 ごぼう さといも ねぎ きやべつ はくさい きような
 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう いんげん えんどう そらまめ えん
 どう まつたけ しひたけ

美囊郡 美囊郡青果物出荷組合
 かき なし うめ くり すろくわ きうり なす トマト
 だいこん にんじん ごぼう さといも ねぎ たまねぎ
 らつきよう はくさい いんげん えんどう たけのこ ま
 つたけ

加東郡 加東郡青果物出荷組合
 かき なめ くり すろくわ きうり なす トマト

い 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう ゆりね たけのこ まつ
たけ

神崎郡 神崎郡青果物出荷組合

かき なし ぶどう くり すみくわ なす トマト だい
こん ねぎ はくさい まつたけ

揖保郡 揖保郡青果物出荷組合

うんしゅうみかん かき なし ぶどう うめ くり すみ
くわ まくわうり きうり かぼちや なす トマト だい
こん にんじん ごぼう さといも ねぎ きやべつ はく
さい 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん えんどう
ゆりね たけのこ まつたけ

赤穂郡 赤穂郡青果物出荷組合

うんしゅうみかん かき なし もも びわ うめ くり
いちご すみくわ まくわうり きうり かぼちや なす
だいこん かぶ ごぼう さといも ねぎ きやべつ はく
れんそう そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつた
け

佐用郡 佐用郡青果物出荷組合

かき なし もも うめ くり すみくわ きうり なす
だいこん にんじん さといも たまねぎ はくさい ほう
れんそう そらまめ えんどう ゆりね たけのこ まつた
け

宍粟郡 宍粟郡青果物出荷組合

かき なし くり きうり だいこん さとい もまつたけ

城崎郡 城崎郡青果物出荷組合

なし くり だいこん うど しひたけ

出石郡 出石郡青果物出荷組合

かき なし くり するくわ きうり なす だいこん に
んじん ごぼう はくさい 其ノ他ノ菜類

朝來郡 朝來郡青果物出荷組合

かき なし ぶどう うめ くり すみくわ まくわうり

きうり しろうり かぼちや なす トマト だいこん か
ぶ ごぼう さといも ねぎ たまねぎ きやべつ はくさ
い 其ノ他ノ菜類 ほうれんそう れんこん うど えん
う たけのこ まつたけ しいたけ

美方郡 美方郡青果物出荷組合

かき なし くり すみくわ きやべつ いんげん えん
う ゆりね

氷上郡 氷上郡青果物出荷組合

かき なし もも ぶどう うめ くり すみくわ まくわ
うり きうり かぼちや なす トマト だいこん えん
う たけのこ まつたけ

一 青果物配給統制規則第四條第二項及第六條第二項ノ出荷 計畫ニ關スル事項

二 青果物ノ荷受及配給計畫ニ關スル事項

三 其ノ他青果物ノ配給統制ニ關スル事項

第三條 本委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス但シ特
ニ必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ハ知事之ニ當ル

委員及臨時委員ハ左ニ掲タル者ノ中ヨリ知事之ヲ任命又ハ委

嘱ス

一 縣關係官吏

二 縣農會關係者

三 郡市農會長

四 出荷團體代表者

五 市場關係者

六 鐵道局關係官吏

七 其ノ他輸送關係者

八 學識經驗アル者

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 本委員會ニ幹事及書記ヲ置キ知事之ヲ任命又ハ委嘱ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

(5) 兵庫縣青果物配給統制委員會規程

(兵庫縣告示第一三〇〇號)

第一條 青果物配給統制計畫ニ關スル事項ヲ審議スル爲兵庫縣

青果物配給統制委員會（以下委員會ト稱ス）ヲ置ク
第二條 本委員會ノ審議事項概要左ノ如シ

(6) 青果物振賣許可取扱要項

- 第一 青果物配給統制規則（以下規則ト稱ス）第七條第一號及第十條第二號ノ規定ニ依ル振賣許可ノ取扱ニ就テハ本要項ニ依ルモノトス
- 第二 振賣許可ハ從來ノ實績ヲ有スルモノニ限ルモノトス
- 第三 振賣ハ一般家庭ニ小賣スルモノニ限リ卸賣業者、小賣業者、大口消費者、加工業者、業務上ノ消費者ニハ之ヲ販賣シ得ザルモノトス
- 第四 振賣許可數量ハ一人一日正味三十貫ヲ限度トス但シ大根ノミ振賣ヲ爲サムトスル場合ニ限リ五十貫トス
- 第五 振賣許可ノ期間ハ一ヶ年以内トス
- 第六 振賣地域ハ從來ノ實績ヲ斟酌シ限定スルモノトス
- 第七 振賣ノ許可ヲ受ケムトル者ハ許可申請書ニ居住地ノ市町村農會長（農會ナキトキハ市町村長）ニ振賣ノ實績ヲ有スルコトノ奥書證明ヲ受ケ郡市農會（農會ナキ市ハ市）經由知事ニ提出スルモノトス
- 第八 許可申請書様式ハ規則第七條第一號ニ依ルモノハ別記第一號様式、規則號十條第二號ニ依ルモノハ別記第二號様式ニ依ルモノトス
- 第九 許可ヲ爲シタル者ニハ第三號様式ノ設可書ヲ交付ス
- 第十 振賣ヲ爲サムトスル者ハ必ず振賣許可書ヲ携帶スルモノトス

- 第十一 左ノ場合ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルモノトス
 (イ) 虛偽ノ申請ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ
 (ロ) 許可書ノ記載事項ヲ抹消改変シタルトキ
 (ハ) 許可書ヲ他人ニ貸與シ又ハ譲渡シタルトキ
 (ニ) 許可事項ニ違反シタルトキ
 (ホ) 其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ
 第十二 許可書ノ紛失及期間更新等ニ依リ再交付ヲ受ケムトスルトキハ前許可書番號並理由書ヲ添付シ本要項第七ニ準ジ申請スルモノトス

第一號様式（用紙ハ半紙判トスルコト）

振賣用トシテ青果物ノ出荷致度候條青果物配給統制規則第七條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度左記事項具申此段及申請候也

昭和 年 月 日	申請者 住所	氏 生 年 月 日
兵庫縣知事	記 殿	
一、主產出荷地	市郡	
町村		

六、耕作面積 (申請者別)		申 請 者 連 名
蔬 菜	果 樹	住 所 氏 名 生年月日
反 步	反 步	

市町村農會長證明

第二號様式（用紙ハ半紙判トスルコト）

青果物ノ振賣致度候條青果物配給統制規則第十條第二號ノ規定ニ依リ特別ノ御詮議ヲ以テ御許可相成度左記具申此段及申請候也

昭和 年 月 日	申請者 住 所 氏 生 年 月 日
兵庫縣知事	記 殿
一、振賣區域	何市(又ハ町村)
二、一日振賣數量	青果物 貫以内 合 貫以内
三、期 間	御許可後滿一ヶ年間
四、所屬振賣團體名	(何々青果直賣組合)
五、耕作面積	蔬 菜 反 步
六、耕作面積	蔬 菜 反 步
七、生産出荷地	市(又ハ郡) 町(村)
八、一日出荷振賣數量	各一人每ニ青果物 貫以内
九、期 間	御許可後滿一ヶ年間
十、所屬振賣團體名	(何々青果直賣組合)

トシ具申事項ヲ左ノ如ク取纏メ申請スルモ差支ナシ
 一、生産出荷地 市(又ハ郡) 町(村)
 二、出荷振賣先區域 市(又ハ郡) 町(村)
 三、一日出荷振賣數量 各一人每ニ青果物 貫以内
 但シ大根ノミ出荷ノ場合各一人每ニ
 四、期 間 御許可後滿一ヶ年間
 五、所屬振賣團體名 (何々青果直賣組合)

備考

右者本村（又ハ市、町）ニ居住シ從來青果物ヲ賣セルモノナルコトヲ證ス

昭和 年 月 日

市 郡 町 農會長

某 印

申請者 何 某 外 何 名

代表者 氏 ㊞

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

記

殿

青果物配給統制規則の解説

一二

農産課 山上涼

政府は青果物の戰時國民生活の食糧資源としての重要性に鑑み、曩に昨十五年七月十日付を以て輸出入品等臨時措置法に基く青果物配給統制規則を制定し、出荷統制を行つて來たのであります。

ますが、最近の内外の情勢は愈々國民食料問題の綜合的解決を迫り、生活必需食料品統制の強化擴充の必要が痛感せらるゝに至つたのであります。茲に於て本年三月國家總動員法第八條に基いて生活必需物資統制令が制定せられ、これに基いて鮮魚介配給統制規則、麥類配給統制規則等が夫々制定せられて重要な食料の統制が規正さるゝに至つたのであります。これ等と列んで同勅令に基き八月八日新たに青果物配給統制規則が公布され即日施行を見るに至つたのであります。

今回の青果物配給統制規則は從來の出荷統制を一層整備擴充すると共に消費配給部面に對しても統制することによつて青果物の出荷並消費配給の綜合的統制の實を擧げんとするものであります。

以下農林省食品局生鮮食料課西村課長、同小山事務官外本省係官の主務省に於ける會議等に於て説明を受けましたものを取纏めて解説とし御参考に供する次第であります。

二、制定の趣旨

事變以來色々な物資に付て配給の機構整備が段々擴大強化されて參つたのであります。必需食料品の中、鮮魚であるとか青果物とか言ふものは配給統制を行ふことが最も困難なものであります。本年初夏以來青果物が六大都市のやうな所で非常に品不足になり、各家庭が買出しに甚だしく困難を來すやうになつたと言ふやうなこともありまして、技術的に配給統制を行ふことが困難だとかどうとか言ふやうな理屈を言つて居る場合ではなくなつたのであります。兎に角少なければ少いなりに最も公平、敏速に配給をしなければならぬと斯様な譯で急速に規則を公布實施せらるゝに至つた次第であります。

從來の統制規則との比較を致しますと昨年七月から實施のものは輸出入品等臨時措置法に基いたものであります。これは

化して統制を強化することになつたのであります。

又從來は唯出荷の割當を行つただけでありますけれども、今回の規則は出荷割當をすると同時に市町村農會は農會自身の統制に依つて割當されたものは必ず農家から供出する事が出来るやうに、農會の統制力を強化する、斯様な事も考へられて居るのであります。又必要に應じては青果會社等に對して買付を命ぜる、斯様に致しまして必要なものを必要な地區に配給出来るやうにする。亦青果物を占有して居る者、或は生産した者は最高の公定價格で買入の申込があつた場合にはそれを賣らなければならぬ。こう言ふ事も規則で定められたのであります。隨つて之を生産する農家の消費に必要なものは勿論確保しなければなりませんが、他に供出し得るものは必ず供出せなければならぬやうになり、又買入の申込があつた時にはこれを賣らなければならぬと言ふ事にして出荷の方面的統制強化が規定されて居ります。

二、統制品目の増加

帝國農會や道府縣農會が計畫を立てゝ出荷する品目を増加する事になり、尙亦全國的に必要な品物に付ては全面的に計畫出荷を行はしめる事とし、取敢ず四十五品目を指定して之れが統制出荷を實施する事になつたのであります。

三、消費地に於ける配給統制

從來消費地に於ては色々な青果會社或は問屋がありまして、

三、統制の要點

一、出荷統制の強化

出荷團體の整備、指定であります。これは原則として郡市單位とし青果物全部を取扱ふ單一團體に整理統合せしめ、その團體でなければ出荷が出來ない。かやうな原則に依り出荷を一元

勝手に荷を受けて勝手な競争をして居つたのであります。それを統制する事とし、先づ六大城市、關門地方の主要消費地から着手する事になり、これ等の地方に對しては農林大臣が地域を指定致しまして、青果物の荷受機關を作らせ、その荷受機關だけが荷受をなし得る。而も統一して荷受をすると言ふ制度を立てたのであります。而して荷受機關はそれぞれこれを小賣其他の末端の方面までどういふ風に配給するかと言ふ計畫を立てて農林大臣の承認を受ける。即ち卸から小賣の方面までを通じて末端まで公平に配給せしめると言ふ考へ方であります。尙指定された荷受機關には指定市場と言ふものを拵へてこの指定市場のみに於て配給販賣せしめることとし、所謂場外取引と言ふやうなものを禁止して配給取引を充分監督出来るやうにしたのであります。從來も中央卸賣市場法に依る卸賣市場實施地域に對しましては方針としては場外の取引は禁ぜられて居つた譯でありますけれども、法制の根據に稍々缺けて居りました爲めに所謂場外業者と言ふものが存在し取引のルートが紊れて居つたのであります。が、今回全面的にそれも整理する事になつたのであります。

尙これに關聯を致しまして小賣人或は料理屋其の他業務上青

果物を消費する者が自由に产地買出しに出かける事を禁止致しまして、荷受機關をして之れに計畫的配給をする。尙亦小賣人がそれく消費者に配給をする場合であります。自分がお得をなすものは前述の二點にあると考へられます。

二、法的根據と從來の規則との差異
ると言ふ二つを主要目標として出來て居るのであります。條文に付て見ますと第一條、第二條は本則の性格を規定し、第三條から第九條までは出荷統制に關するものであります。第十條以下第十四條までは消費配給を實行する爲めの根據規定であります。それ以下は移輸出關係許可の制とか一般的の命令を出す條項とか色々になつて居りますが、要するにこの規則の根本をなすものは前述の二點にあると考へられます。

三、規則の逐條解説
今回の規則は前にも述べましたやうに國家總動員法に基きます生活必需物資統制令と言ふ勅令に依つて居るのであります。從來の青果物配給統制規則が輸出入品等臨時措置法に基く省令であつたのとは其の根據を異にします關係上、實際法令の適用上色々差が生じて來るのであります。
主として之れは罰則の點に現はれて來るのであります。が、臨時措置法に對する違反よりも總動員法に對する違反の方が相當強化されて居りますので、主としてそう言ふ點に差が現はれて來る譯であります。
其の他例へば色々團體を作りましてその團體に統制事務をやつてもらふやうな部分がありますが、そいふ團體の役員に對しましても秘密漏洩に關する罪の適用があると言ふやうな條項も臨時措置法にはないのですが、總動員法ではそいふことに付ても罰則の適用が規定されて居るのであります。

意の所に何處でも勝手に配給をすると言ふやうなことでは計畫配給が出来ませんので、小賣の配給の地域と言ふものを決めて末端まで相當計畫的に行くやうにしやう、かう言ふ事まで規則の中に織りこんで考へられて居るのであります。
更に隣組と言ふものをどういふ風に活用するか、或は綜合切符制の如きものをどういふ風に考へるかと言ふ問題もありますが、尙これは研究を要する問題であります。規則の中に具體的に定められては有りませんが、農林大臣及び地方長官は必要に応じて計畫配給に關する命令を出し得る規定も置かれてあります。

四、輸移出の統制

貿易統制令に依りまして青果物の輸出はそれく許可を受けなければならぬことになつて居りますが、青果物は外地にも相當移出されるものがありますので、内地の配給統制を強化する關係上内地以外に搬出する主要青果物に就ても農林大臣の許可に依らせる事とし、計畫的外地にも出荷をすると言ふ爲めの規定も定められて居ります。

五、規則の構成及び根據法

一、眼目と構造

この規則の根本の趣旨の一つは、出荷統制を強化徹底させるとして「別ニ定ムルモノ」とは甘藷、馬鈴薯に就ては別に諸類配給統制規則に依つて統制される事になつて居ります爲めに特に例外規定を設けたわけであります。

尙この條項に明かにこういふ意味が出て居ると言ふ事には参りませんが方針と致しましては、生活必需物資統制令即ちこの勅令を淵源として青果物配給統制上萬般の事を一貫して實施すると言ふ心持も含まれて居ると伺つて居ります。

何故かと言ひますと從來全國的な出荷統制や配給統制が實施せられて居ない部分が相當ありました爲めに、各地方毎に色々な統制を實施する。即ち或る縣では縣外移出を禁止するとか、又は制限するとか全國的の需給關係を度外視して各ブロック毎に物の移動、配給を規正すると言ふやうなことが相當ありますのでさういふものも一應廢止せしめまして全國的に供給の均衡が得られるやうな統一した方針の下に配給統制をすると言ふ建前で行き度いと言ふ氣持も含まれて居るわけであります。

第二條の規定はこの規則の適用を受ける青果物の範圍を定義したものであります。各條項で説明しますが出荷統制の部分に

於きましては青果物は何でも同じやうな統制をすると言ふ事もどうかと考へられるものもありますので品目毎に統制するとか或種の品目を限つて統制するとか言ふやうな色々な方法が考へられて居るのであります。この規則全體としては青果物と言ふものは所謂新鮮な蔬菜、果實全部であると言ふ事を定義して居る譯であります。

解釋上菌草類、例へば松茸とか椎茸と言ふものは青果物と言へるかと言ふ事も考へますが、其の使用目的等から考へまして青果物中に含めて本規則で取扱ふ事になつて居ります。又生鮮なるものと言ふ字句に問題があり、厳格に言ひますと其境目等は判定が非常に困難であります。通常取引慣習上、所謂生鮮蔬菜又は果實として扱はれて居るやうなものは皆含むと言ふ意味であります。随つて粉の吹いたやうな干柿とか、茹でた栗のやうなものは含めない事になつて居り、柿の濫拔をしたもの即ち樽抜き、サワシ柿等は含まれると言ふ解釋を持つて居ります。漬物は含みませんが漬物の原料になる大根等は勿論含むのでありまして細かい問題は從來の慣習に依つて其の都度解釋を判定して行くと言ふ方針と聞いて居ります。

第三條—第六條

第三條から第六條までは帝國農會、道府縣農會を中心としました出荷割當に關する規定であります。前の規則即ち輸出入品等臨時措置法に基く青果物配給統制規則で既に昨年以來約一ヶ

と言ふ順序によるやり方であつたのであります。今回の規則も第三條から第六條までのやり方は大體前述と同様でありますが多少相異する處もありますので以下逐條説明しますと、

第三條は やり方としては以前と同様ですが運用上今回の方針としては一ヶ年間に於ける命令品目を増加すると言ふ事と、出荷期間を出廻時期ばかりでなく一年を通じて計畫的に考へると言ふやうな點であります。

第四條も 大體從來の行き方と同じでありますが相異點は道府縣農會が計畫を定むるに當り從來は道府縣農會に青果物配給統制委員會を附置して之れが議を経ることになつて居ましたが、今回は之れを道府縣に設置せしめて縣農會の立てた計畫を審議せしめ、然る後承認すると言ふ事になつたのであります。なぜこう言ふ事に改めたかと言ひますと從來は出荷の方面だけを考へて居た爲めに帝國農會なり道府縣農會の系統だけの事を考へて計畫もさう言ふ方面的考へを中心に行つたのです。それでいつまで出せといつても無暗に出すことばかり考へる譯には行かないでありますから、全般のことを考へ合せて無理のない計畫を立て、貰ひたい。それにはどうしても縣直接やらなければならぬと考へられたからであります。

第五條は 道府縣農會が細かい計畫を決めて地方長官の承認

年間實施して來た方法と略々同様であります。

従つて便宜上從來實施して來ましたやり方を一應説明しますと、農林大臣が品目（青果物の種類）を定めまして帝國農會に出荷先、出荷數量、出荷時期等の計畫を立てよと言ふ命令を出すのであります。帝國農會はそういうふ命令を受けますと、生産地方面、出荷地方面の代表者として、道府縣農會、出荷團體代表者等の生産の事情、出荷の事情に通じた人を集め、生産出荷された消費地に出す數量を豫定するのであります。そういうふ準備が出来ますと帝國農會に設置してあります青果物配給統制中央委員會に諮りいよ／＼計畫が出来ましたなれば農林大臣の承認を受けるのであります。農林大臣の承認がありますと共に計畫に基き帝國農會は關係道府縣農會に對して細部の計畫を立てよと言ふ指示をするのであります。

道府縣農會はこの指示に従つて郡市農會、出荷者代表等の意見を聞き出荷地別、月旬別、出荷先別による具體的の計畫を決めるのであります。そして計畫案が出來れば道府縣農會に設置してあります青果物配給統制委員會に諮り、可決になれば地方長官の承認を受けると言ふ段取を踏み、そしていよ／＼決定すれば別に地方長官の指定した出荷者に對して出荷の指圖をする

を受ければ關係出荷團體に指圖をすると言ふことになつて居ります。この邊までは大體從來のやり方と同じであります。從來は郡市農會に對しても指圖權を認めたのであります。今は指圖權を原則として道府縣農會限りとしたのであります。

これにも色々理由がありますが、其の一つは指圖の一貫性を期し少くも同一縣内に於ける指圖は其の歩調を一同にすると言ふ事と、今一つは郡市農會は第七條の規定等による出荷團體の指導其他に直接間接重大使命がありますので、そう言ふ事や罰則の適用の場合等を考へ合せて指圖部面は縣農會に限定したわけであります。それからもう一つ從來と違ひます點は第二項に示されてあります「指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ」と言ふことであります。從來は「指圖ヲ受ケタルトキハ之ヲ遵守スルコトヲ旨トスベシ」と言ふのであります。之れが解釋上罰則の適用はないといふ事になつて居ましたが、今回は罰則の適用があると言ふ事になつて居ります。即ち從はなければ罰則の適用を受ける。従つて非常に強くなつたのであります。勿論天候その他不可抗力の關係上出せないものまで、罰があるかと言ふと、そういうふ事はなからふと思ひますが、兎に角原則として一應決められた計畫は守つて行かなればならぬのであります。隨つて帝國農會道府縣農會等に於ては計畫を慎重に立てる。農林大臣地方長官が承認をする場合も慎重にやると言ふことで計畫はあくまでも實行の爲めの計畫である事が原則になつ

て来るわけであります。

第六條は、これも大體從來と似たやうな規定であります。が農林大臣が第三條の規則で幾ら出荷割當の範圍を擴げて見まして、全國的に全部を實施すると言ふ事は容易でありませんので、主要なもので各地毎にばらぐにやられては困るやうなものを中心であり、地方的には統制の必要があるが、全國的にまで考へなくてもいゝと言ふやうな物もあり、又農林大臣が統制する品目でも總ての消費地に對し、總ての數量に對して計畫割當を實施すると言ふ事は困難でありますので、そう言ふ部分に付ては地方長官にやつて貰ふと言ふ趣旨の規定であります。

換言しますと農林大臣が第三條で出荷計畫を定めさせないやうなもの、全國的には大して必要でもないが地方的には重要だといふものがありとせば、さういふもの、それから農林大臣が第三條で計畫を立てさせるものに付ても農林大臣の指定した消費地以外の消費地に對する出荷割當と言ふものもこの六條に依つて地方長官が同じやうな方法に依りまして出荷計畫を立てさせると言ふことになる譯であります。やり方は第二項にありますやうに大體農林大臣が帝國農會に命令する場合と同じであります。

第七條

第七條、第八條、第九條は出荷の關係で全く新らしく加へられた規定であります。

色々弊害がありますので、或る程度限られたる範圍内で許していくといふ事になつて居るのであります、最もこれはあくまでも許可規定でありますので、永久に認めるかどうかと言ふ事は出荷並に荷受機構等の整備程度に従ひ考へられる問題であります。

第二號は、初め立法の精神から言ひますと生産者が自己の生産したものを親類縁者等へ贈與する事も差止めると言ふやうな事になつても面白くないと言ふやうな趣旨から考へられた様であります。が、結局は微少量の物は例外とするといふ事であります。一日正味八貫匁までは指定出荷團體でなくとも出荷しても宜しい、これは第七條第一項の規定で指定せられた青果物についてといふことは宜しいといふ事になつて居ります。

第三號は法の條文との關係であります。が、即ち第九條で或る荷受組合とか又は青果會社に產地買付を命じたやうな場合にその人が買付けた物に對しては例外でこれは當然の事であります。

第四號は試験研究用、種子用其の他特殊の場合には第四號の規定で許可することもあるといふことであります。

第八條

第八條は市、町村農會に對し其の會員の出荷團體への供出を命する權限規定であります。これは第七條の規定で郡單位で

第七條は農林大臣の指定した青果物は一定の例外を除くの外は、出荷地區を地方長官が指定し、その地區に付て地方長官が出荷團體を指定しまして、この指定出荷團體でなければ出荷出來ないと言ふ規定であります。

本條のねらい處は、一つは第三條乃至第六條までのやうな出荷割當に對し生産地に於ける出荷者を一元化して割當數量の確保を容易にすると言ふ事と、今一つは需給の逼迫に伴ふ急速なる出荷配給の統制を期する爲めには第三條から第六條のやうな部分的の出荷割當のみでは實効を擧げるに充分でないので、取敢ず必需品的な蔬菜果實を一括して、先づ出荷の一元統制を圖り、出荷ルートの確立による出荷統制の強化を期すると言ふ事尚一つは指定出荷地區即ち郡市毎に需給の調制を圖らしめて出荷の偏重による產地品ガスレ等を防止し中央地方を通じて配給の均齊を圖ると言ふやうな點にあるのであります。

次に例外規定即ち第一號乃至第四號であります。が、第一號の關係は振賣即ち直賣のものに付きましては一定の數量、地區、期間等を制限致しまして許可により振賣を認めて行くと言ふ方針から設けられた規定であります。御承知の如く消費地附近の所謂近郊蔬菜等は相當振賣に供せられて居たのですが、後の規定でありますやうに荷受の一元化と言ふ事を考へて参りますと、そういうものも野放しでは困るのであります。が、それかと言つて機構の整備當初から全然止めてしまふと言ふ事も亦

一應出荷を押へましても、郡内の消費の關係と出荷するものとの關係などで、第三條等で割當られたものだけ出荷團體に集まらないといふやうな場合が起るやうな際には、出荷團體に對する各生産者の供出の割當に付て必要な統制を市、町村農會にさせると言ふことに付て考へられて居るわけであります。

第九條

第九條は農林大臣が必要に應じまして一定の資格を有する者に青果物の種類を定め、數量等も指示を致しまして買入に關して命令をする事が出來ると言ふ規定であります。が、そりでもその出口の所まで荷物が集まらないといふ場合には、第八條でその元の生産者の所まで割當をして行くと言ふ考へ方であります。

第十條

第十條以下は大體消費地の配給統制の關係であります。從來の臨時措置法に基く規則では名稱は配給統制規則と言ふ事になつて居りますが、消費配給の方のことは考へられて居なかつた

のでありますて名前は配給統制規則でも實際は出荷統制規則であつた譯であります、今度は第十條以下の規定で消費地に於ける配給と言ふ事に付ても計画的にやると言ふ考へから定められた條文であります。

即ち第十條では農林大臣が消費地を指定致しますと其處に持込まれるもの及び其處で生産せられたものは原則として、指定の荷受機關でなければ賣つたり、販賣の委託をする事はならぬと言ふ規定であります。

尙第一號乃至第七號は例外規定でありますて、第一號は、第七條の方で振賣のための出荷許可を受けたものは第十條の方では許可を受けなくとも荷受機關以外に販賣して宜しいと言ふのであります。第二號は第七條の方に關係のない振賣、例へば指定消費地域内に生産せられたるもの其の地域内のものが振賣する場合とか、又は指定消費地域外でも第七條の出荷地區の指定のないところから来る振賣人等に付いての許可規定であります、尙第二號の許可は振賣を爲す者の販賣を必要とする場合以外にも、壠罐詰等の原料として指定消費地域内に於て食料品工業を營む者に對する販賣を必要とする場合、及び輸移出せらるべき青果物を指定消費地域内に於て、輸移出業者に販賣し、又は販賣の委託を爲す場合等にも適用せらるゝ事になつて居ります。

第三號は、これは當然のことなであります、本文の表し

方が地區内で生産せられたものも、一應荷受機關に集めるために「指定消費地域内ニ於テ生産セラレタル青果物ヲ販賣スル者ハ」となつて居ります關係上、消費地域内の生産者は各人毎に直接荷受機關まで持つて行かねばならない譯であります、そう言ふ事は實際問題としては兩者とも反つて困りますので、やはり消費地域内の場合も出荷團體で取纏めて荷受機關に出荷するやうな段取にして行き度いと言ふ事を指導方針として考へられて居るわけであります、條文の表し方で一寸妙であります。

第四號は、指定荷受機關より買受けたものの販賣であつて、それは當然の事でありますて、小賣屋が市場から買つて來たものを又荷受機關に賣らなければならぬと言ふ事になつては大變ですから、この點を明瞭にしたわけでありますて、これは本文の表し方が非常に廣い意味を持つて居ります關係からであります。

第五號は、第七條第二號の所で説明しましたのと大體同じであります、第六號は、第七條第四號と略同様で、即ち種子用、試験研究用等に供する爲販賣する場合とか、從來の慣例に依り軍官公衛等に納入する場合其の他特に必要ある場合の許可規定であります。

第七號は、主として甘諸、馬鈴薯の關係に付て考へられたも

のであります、諸類に就ては既に別の規則が出ましたので本號の實際運用を具體的に例を擧げて説明申上げる材料がありませんが、要するに農林大臣の指定した場合は荷受機關に出さなくとも良しいと言ふのであります。

第十一條

第十一條第一項は、指定荷受機關は配給計畫を定めなければならぬと言ふ規定でありますて、配給計畫の内容と致しましては指定消費地域外出荷のもの（これは大體從來の實績を基準とします）及指定消費地域内配給のものに先づ大別し、後者は更に之を各指定市場（第十二條の規定による）毎に一般家庭用、業務用、加工用、大口消費用に區分すると言ふやり方であります。

第二項の方は第一項の配給計畫は勿論でありますし、其の他の配給計畫に關係がなくとも色々配給上必要な事項を命令したり又値段の關係の調節とか、或は場合に依つては食糧貯蔵と言ふ見地から荷受機關が或る程度青果物を保有して置くと言ふ事が必要な場合も考へられますので、そう言ふ命令をなし得ると言ふ事を明かに示してあるわけであります。

第十二條

第十二條は荷受機關は一定の場所即ち一定の市場で其の取扱青果物を販賣せしめると言ふ規定でありますて、何處でも矢鱈に取引されると言ふ事では統制が付きませんので、指定市場を

定めてそこで大體荷受もやれば、殊に販賣は必ず其處でやると言ふ事に致した譯であります。

第十三條

第十三條は業務上「青果物ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者」即ち加工业者も入りますし、料理店、飲食店等も入りますが、そういうふ者の產地買付を禁じた規定でありますて、そういうふ者は指定荷受機關の販賣場以外では買へないと言ふ事を示して居るのであります、小賣業者の關係は書いてありませんが、小賣業者が假に產地買付を致しましても、持込む場合に第十條の規定で荷受機關でなければ賣る事が出來ませんので、小賣業者の方でも產地買付は事實上出來ないと言ふ事になる譯であります。

例外規定の第一號は第七條第二號、第十條第五號等と其の趣旨は大體同様でありますて即ち青果物全部を合せて一日正味三貫までならば荷受機關以外のものから買つても良いと言ふのであります。

第二號は許可規定でありますて、食料品工業を營む者が壠罐詰等の原料として買受を必要とする場合、又は從來の慣例に依り軍官公衛等が買受くる場合、其の他特に必要ある場合に許可せられる事になつて居ります。

第三號は食料品工業を營む者が第十條第一號の規定に依り壠罐詰等の原料として青果物を販賣することに付許可を受けたる者より當該青果物を買受くる場合等を指定するの方針のやうに

承つて居ります。

第十四條

第十四條は地方長官が指定市場から青果物の買付を爲し得る者を指定すると言ふ事であります、所謂買出入人の指定制度であります、尙後段の方は配給上小賣業者に對して色々なことを命令出来ると言ふ規定であります。

第十五條、第十六條

第十五條、第十六條は輸出、移出の關係であります、これ以外のものでも同じであります、價格の關係が必ずしも均衡が取れて居りませんので、相當外地、圓域國等に流れ過ぎる物もありますので、或る種の青果物に付いては内地以外の出荷を許可制度にして調制しやうと言ふための規定であります。

第十七條

第十七條は第十六條までの規定で一應當面考へられる出荷並に配給統制に就ては夫々定めてあるのであります、以上の外に尙配給統制上必要な制限とか命令とかを要する場合にも大體本條に基いて規正する事が出来る規定であります。

第十八條

第十八條は報告を徵し臨検、検査をなす事が出来ると言ふ事を明かにした規定であります。

六、結 言

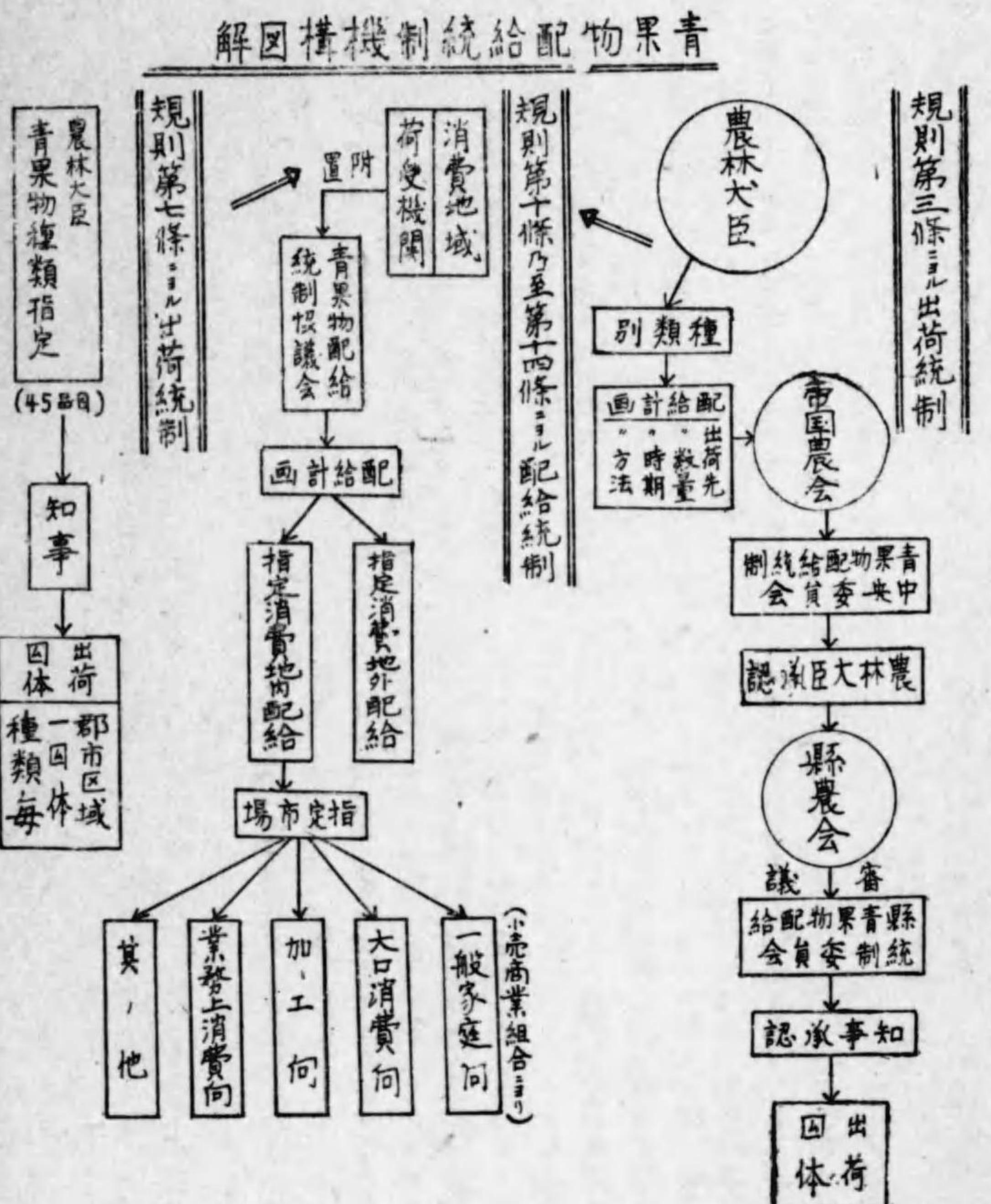
大體の解説を致したつもりであります、要するに全體の趣

旨と致しましては、出荷の方面を計畫的に強化すると言ふ事とこれを受ける消費方面も計畫的に受けて計畫的に配給せしめるそれ等のルートを整備するため之を素すやうな行爲を禁止又は制限する、斯様な事に依つて青果物の出荷及び配給を整備して行き度いと言ふ事がこの規則の眼目であります。

元來青果物の如きものは配給統制が非常に困難な事情にあるのでありますので、規則を作ると言ふ事は法律家がやればわけはないであります、これを妥當に動かしまして配給の適正と言ふ目的を十分に達すると言ふ事はなか／＼六ヶ敷問題であります、これは規則だけの力、又官廳だけの力では充分でない事勿論であります、實際にこれら出荷配給部面の擔當者は勿論、生産者も消費者も總ての人達がこの規則の趣旨に基いて本當に協力をしなければ成績を擧げる事は困難であります。

政府に於きましてもこの點を特に強調されて居るのであります、從つて徒らに統制のための統制をすると言ふやうな觀念を避けまして、從來の實情に合ひしかも從來の短所を是正して青果物が本當に旨く出廻るやうにすると言ふ事を念願して居ると言ふ事を承りましたまゝにお傳へして擗筆致します。

(本稿は匆忙の餘暇に取急ぎ纏めましたもので、其の意を盡さざる處も多々あり解説としましては不充分であり、尙政府の意圖する方針、目的等と齟齬する點も有るやを恐れますが、誤謬、不備等は御叱正あらんことを。一六、一一、一〇)



二、諸類配給統制

(一) 諸類配給統制規則

(農林省令第六十七號
昭和十六年八月二十日)

第一條 生活必需物資統制令ニ依ル諸類ノ配給統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第一條 本則ニ於テ諸類トハ甘諸、馬鉛薯、カツサバ、アローレー
ルート及此等ヲ乾燥シタルモノ（蒸シ又ハ切リテ乾燥シタル
モノヲ含ム）ヲ謂フ

者（以下統制機關ト稱ス）ニ非ザレバ諸類生産者ヨリ之ヲ買受クル（販賣ノ委託ヲ受クル場合ヲ含ム以下同ジ）コトヲ得

一 統制機關ヨリ買入ノ委託ヲ受ケタル者又ハ販賣組合ガ買
受クル場合

充ツル爲買受クル場合
三 地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ガ當該地方長官ノ指
ル數量ノ範圍内ニ於テ買受クル場合

四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

畫ニ基キ關係市農會又ハ町村農會ニ對シ必要ナル指示ヲ爲ス

市農會又ハ町村農會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ所屬會員ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スペシ

第八條 諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者ハ統制機關以外ノ者ニ其ノ輸入又ハ多入ニ系レ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコ
従フベシ

合ハ此ノ限ニ在ラズ

係ル諸類ニ付統制機關ヨリ價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ定メタル最高販賣價格ニ依ル買入ノ申込アリタルトキハ其ノ

新規機器前項ノ規定ニ依リ買入申達ラ爲サシトスハヨウ
豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

ヲ業トスル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外統制機關ヨリ買受
ケタルモノニ非ザレバ諸類ヲ當該物品ノ原料又ハ材料トシテ
使用スルコトヲ得ズ

一 第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受ケタル

前項第一號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスルトキハ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ノ出荷統制ニ依ルベシ

第四條 販賣組合ハ其ノ所屬スル販賣組合聯合會又ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ
販賣組合聯合會ハ統制機關以外ノ者ニ諸類ヲ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 前二條ノ規定ハ農林大臣ノ指定スル道府縣又ハ地方長官ガ農林大臣ノ認可ヲ受ケ指定スル地域内ニ於テ生産セラレタル諸類ニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條 地方長官諸類ノ出荷ノ調整上必要アリト認ムルトキハ道府縣農會ニ對シ諸類ノ出荷數量、出荷時期及出荷方法ニ關シ必要ナル計畫ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトヲ得
道府縣農會前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタルトキハ同項ノ計畫ニ付地方長官ノ承認ヲ受クベシ

第七條 道府縣農會前條第二項ノ承認ヲ受ケタルトキハ當該計畫ニ付地方長官ノ承認ヲ受クベシ

諸類ヲ使用スル場合

二 農林大臣ノ許可ヲ受ケタル者ガ農林大臣ノ指定シタル數量ノ範圍内ニ於テ使用スル場合

三 特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合

四 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合

第十一條 前條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トスル者ヲ除クノ外業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ニシテ農林大臣ノ指定スル地域内ニ住所、居所、營業所、事業場又ハ事務所ヲ有スルモノハ農林大臣（農林大臣特ニ定メタルトキハ地方長官）ノ指定スル配給機關（以下指定配給機關ト稱ス）以外ノ者ヨリ當該地域内ニ於テ消費スル諸類ヲ買受クル（買入ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ）コトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第三條第一項第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受クル場合

二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第十二條 地方長官諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ一般的ニ指定配給機關ヨリ諸類ノ買受ヲ爲スコトヲ得ル者及其ノ買受ヲ爲スベキ場所若ハ相手方ヲ指定シ又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ニ對シ其ノ配給先、配給數量若ハ配給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルト

キハ指定配給機關ニ對シ一般的ニ配給先、配給場所、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 統制機關ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

農林大臣諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ統制機關ニ對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

第十五條 農林大臣又ハ地方長官諸類ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ對シ諸類ノ加工、讓渡、讓受、寄託、保有、移動、保管、使用又ハ消費ニ

(二) 關係縣令、告示、要項通牒

(1) 兵庫縣諸類検査規則抄錄

(兵庫縣令第六十八號)
昭和十六年十月十六日

第一條 本令ニ於テ諸類ト稱スルハ生甘諸及馬鈴薯ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ受渡ト稱スルハ賣買ノ爲本縣内ニ於テ授受スルヲ謂ヒ移出ト稱スルハ本縣外ニ搬出スルヲ謂フ

關シ一般的ニ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 諸類ノ生產ヲ爲ス者

二 第三條第一項第一號ノ規定ニ依リ諸類ノ買受ヲ爲ス者

三 諸類ノ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲ス者

四 業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者

五 諸類ノ輸入又ハ移入ヲ爲ス者

六 諸類ノ保管ヲ爲ス者

第十六條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前條各號ニ掲タル者又ハ其ノ團體ニ付諸類ノ配給統制上必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第三條 本縣内ニ於テ生產セラレタル諸類ハ本令ニ依リ行フ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一一該當スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
一 受渡又ハ移出スル一口ノ數量ガ第九條ニ規定スル定量ニ
満タザル端量ノモノ

二 學術研究又ハ試驗ノ用ニ供スルモノ

三 博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ

四 徵發若ハ強制執行ノ目的物トナリタルモノ又ハ國有ニ屬スルモノ

五 前各號ノ外特別ノ事由ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタルモノ

第四條 本令ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル諸類ニ付其ノ検査ヲ希望スル者アルトキハ本令ニ依リ之ガ検査ヲ行フコトアルベシ

第五條 本縣外ヨリ移入セラレタル諸類ニシテ本縣外ニ於テ生産セラレタルコトヲ確認シ雜キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第六條 諸類ノ検査等級ハ左ノ通トス
生甘諸 一等、二等、等外
馬鈴薯 合格、格外

前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 馬鈴薯ニシテ合格トナリタルモノニ付テハ左ノ選別標準重量ニ依リ大玉、小玉及混玉ノ階級ニ之ヲ區別ス
階級 一箇ノ選別標準重量

大玉 二十五匁以上

小玉 十二匁以上二十五匁未滿

混玉 大玉ト小玉ヲ混合シタルモノ

第八條 檢査ヲ受クル生甘諸及馬鈴薯ノ選別ハ左ノ各號ニ依ル

一 生甘諸 俵又ハ呑入 十二貫

二 馬鈴薯 俵又ハ呑入 十四貫

第十條 檢査ヲ受クル諸類ノ包装ハ左ノ各號ニ依ルベシ
イ 俵 (一重俵)

乾燥セル藁ヲ用ヒ四箇所編トシ各封間七寸(三本繩複式編俵ニ在リテハ中央ノ封間七寸其ノ左右六寸五分)兩封端五寸五分トシ編上げ四尺封數六十以上重量四百匁以上ト爲スコト
機械ハ乾燥セル藁ヲ用ヒ徑八寸乃至九寸重量五十匁乃至七十匁ト爲スコト
繩ハ摺掛ケラ爲シ其ノ周リヲ横繩及縱繩ハ一寸乃至一寸二分口膝繩ハ一寸ト爲スコト

依ノ小口ハ封端ヲ折込ミ棧俵ヲ當テ口藤繩ヲ以テ五箇所以
上目通シ廻リ掛ケトシ膝ヲ爲スコト

横繩ハ各二廻五箇所締メ四ツ目結ビト爲スコト

縦繩ハ二筋ヲ以テ二方掛トシ各横繩ニ引掛け四ツ目結ビト
爲スコト

口 叱

蓮ハ乾燥セル粗スリグ藁ヲ用ヒ織方ハ縦繩四十筋（兩耳繩
ヲ含ム）以上トシ長サ六尺幅二尺八寸以上重量六百五十匁
以上ニ織リ上ゲルコト
縫繩及當繩ハ強韌ナル摺掛繩トシ縫繩ハ周リ五分以上トシ
當繩ハ周リ一寸二分以上長サ八尺以上トシ蓮ハ二ツ折片側
三十針以上縫締メルコト
荷造ハ叱ノ小口ヲ巻キ込ミ口繩ヲ結ビ縦繩ハ周リ一寸二分
以上ノモノヲ以テ各二廻リ三箇所締四ツ目結ト爲シ横繩ハ
一箇所結ビ二筋ヲ以テ各縦繩ニ蛙股ニ引掛け四ツ目結ト爲
スコト

第十一條 特別ノ事由ニ依リ前二條ニ規定スル重量又ハ包裝ニ
依リ難キ場合ニ於テハ穀物検査所長ノ許可ヲ受ケ特別ノ正味
重量又ハ包裝ト爲スコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、諸類ノ種類別數量
用途、仕向先、一包裝ノ正味重量及包裝方法ヲ記載シタル願
書ヲ穀物検査所長ニ提出スベシ

第十二條 檢査ヲ受ケル諸類ノ包裝ニハ様式第一號ノ票箋ヲ依
ニ在リテハ依口ニ叱其ノ他ノモノニ在リテハ之ニ準ズベキ箇
所ニ結附クベシ

第十三條 檢査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ検査
手數料ヲ納付スベシ

第十四條 檢査ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ノ検査申請書ニ
諸類生産者ニシテ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ種子用トシテ検査ヲ
受ケントスル者ハ様式第五號ノ種子用證印押捺申請書ニ諸類
検査手數料領收證紙ヲ貼附シ之ニ買受者ノ購入證明書類ヲ添
附シ最寄穀物検査所出張所ニ提出スベシ

第十五條 第三條第五號ノ検査ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ
事由、種類、荷造及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ穀物検査
所長ニ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタル者ハ當該諸類ニ其ノ
種類、數量、用途、受渡当事者ノ住所氏名及検査免除ヲ受ケ
タル年月日ヲ記載シタル荷札ヲ附シ之ニ穀物検査吏員ノ認印
ヲ押捺ヲ受クベシ

第十六條 諸類（一口ノ數量ガ第九條ニ規定スル定量以上ノモ
ノ）ヲ賣買以外ノ事由ニ依リ本縣内ニ於テ授受セントスル者
ハ豫メ其ノ事由、種類別數量、包裝及受渡当事者ノ住所氏名

コトアルベシ

第二十二條 檢査ハ検査申請ノ順序ニ依リ之ヲ行フ但シ穀物檢
査吏員必要アリト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更スルコトヲ得

第二十三條 檢査ハ穀物検査吏員特別ノ事由アリト認ムル場合ノ外日出前
及日沒後ニ於テハ行ハズ

第二十四條 穀物検査吏員検査ヲ行フニ當リ第八條、第九條、
第十條又ハ第十二條ノ規定ニ適合セザルモノアリト認メタル
トキハ其ノ検査ハ之ヲ中止ス

第二十五條 穀物検査吏員検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ
十日以内ニ不備ノ點ヲ補正シテ検査ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ
諸類ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ効力ヲ失フモノトス

第二十六條 穀物検査吏員其ノ職務ヲ行フトキハ様式第一號ノ證票ヲ携帶
スベシ

第二十七條 檢査ハ昭和七年六月兵庫縣告示第五百四十六號ニ
定ムル移出検査指定地ニ於テ之ヲ行フ但シ農會ノ斡旋ニ依リ
販賣ヲ爲ス諸類ニシテ一箇所ノ集積五十俵（叱）以上ノモノ
又ハ特別ノ事情アルモノニ付テハ其ノ現品所在地ニ於テ行フ

種子用トシテ申請アリタル諸類ニ付テハ必要ニ依リ其ノ票箋
ニ様式第九號ノ種子用證印及様式第八號検査印ヲ押捺ス

第二十六條 第二十七條、第三十條又ハ條三十一條ノ規定ニ依リ再検査ヲ受ケタル者ハ其ノ諸類ニ附シタル票箋ヲ破棄シ更ニ第十二條ニ定ムル票箋ヲ結付ケ第二十五條第一項ノ手續ヲ受クベシ

第二十七條 検査申請者ニシテ検査等級又ハ階級ノ決定ニ對シ異議アルモノハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起算シ十日以内ニ様式第四號ノ諸類再検査申請書ニ諸類検査手數料領收證紙ヲ貼附シ穀物検査所長ニ再検査ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第二十八條 諸類ノ票箋ニ押捺シタル検査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ヲ抹消スルトキハ様式第十號ノ消印ヲ用フ

第二十九條 票箋ニ種子用證印ノ押捺ヲ受ケタル諸類ヲ種子用以外ノ用ニ供スル爲受渡シ又ハ移出セントスル者ハ其ノ事由、種類別數量、現品所在地及仕向先ヲ記載シタル書面ヲ以テ最寄穀物検査所出張所ニ届出デ其ノ票箋ニ押捺セル種子用證印ノ抹消ヲ受クベシ

前項ノ抹消ヲ受ケタルトキハ本令ニ依リ更ニ検査ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ申請書ニハ諸類検査手數料領收證紙ノ貼附ヲ要セズ

第三章 取締

第三十條 檢査済ノ諸類ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ受渡シ又ハ移出スルコトヲ

前項ノ規定ニ依ル臨檢、閲覽及命令ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四章 罰則

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第三十條、第十五條第二項、第十六條、第二十九條第一項、

十四條又ハ第三十五條第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 不正ノ手段ニ依リ検査ヲ受ケ若ハ受ケントシタル者又ハ検査ヲ免ルル爲不正ノ行爲ヲ爲シタル者

三 檢査済諸類ニ不正手段ヲ施シタル者

四 故ナク検査済諸類ノ検査等級證印、階級印又ハ検査印ヲ抹消シ若ハ變造シ又ハ票箋ヲ破棄シタル者

五 檢査済諸類ノ票箋ヲ不正ニ使用シ又ハ其ノ記載事項ヲ改竄シタル者

第三十七條 本令ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十八條 本令ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スペキ罰則ハ其

得ズ

一 包裝ヲ毀損シ又ハ改裝シタルモノ

二 檢査等級證印、階級印、種子用證印又ハ検査印ノ不明瞭トナリタルモノ

三 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

四 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

五 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

六 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

七 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

八 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

九 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

十 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

十一 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

十二 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

十三 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

十四 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

十五 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

十六 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

十七 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

十八 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

十九 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

二十 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

二十一 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

二十二 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

二十三 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

二十四 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

二十五 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

二十六 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

二十七 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

二十八 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

二十九 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

三十 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

三十一 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

三十二 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

三十三 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

三十四 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

三十五 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

三十六 票箋ヲ毀損シ若ハ亡失シタルモノ

三十七 廉敗若ハ變質シ又ハ著シク損傷シタルモノ

三十八 著シク蟲害若ハ鼠害ヲ受ケタルモノ又ハ正味重量ヲ減ジタルモノ

(兵庫縣令第七十五號)
(昭和十六年十月二十七日)

第一條 諸類配給統制規則(以下規則ト稱ス)第三條第一項第三號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ知事ニ提出スベシ
一 申請ノ事由
二 買受ケントスル諸類ノ種類及数量
三 諸類ヲ買受ケントスル期間及地域
四 買受ケントスル諸類ノ豫定販賣先及用途
知事前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ規則第三條第二項ノ市農會又ハ町村農會ニ通知ス
第二條 規則第三條第二項ニ該當スル場合ニ於テ諸類生産者ヨリ其ノ生産ニ係ル諸類ヲ買受ケントスル者ハ買受ケントスル諸類ノ數量ヲ當該諸類生産者ノ所屬スル市農會又ハ町村農會ニ届出ズベシ

第三條 規則第十條第二號ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書正副二通ヲ縣ヲ經由シテ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス
一 申請ノ事由

二 使用セントスル諸類數量及其ノ調達方法

三 諸類ヲ使用セントスル期間及場所

四 製造セントスル物品ノ種類及其ノ製造豫定數量

五 前號ノ物品製造能力其ノ他参考トナルベキ事項

第四條 規則第十條ノ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造ヲ業トスル者ヲ除クノ外知事ノ指定スル地域内ニ於テ業務上諸類ノ消費ヲ爲ス者又ハ諸類ノ小賣ヲ爲ス者ハ當該地域ニ付知事ノ指定スル者（以下指定配給者ト稱ス）以外ノ者ヨリ諸類ヲ買受

クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 政府又ハ統制機關ヨリ買受クル場合

二 規則第三條第三號又ハ第四號ノ規定ニ依リ買受クル場合

三 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

第五條 指定配給者ハ其ノ取扱フ諸類ノ配給計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受クベシ

知事諸類ノ配給統制上必要アリト認ムルトキハ指定配給者ニ對シ諸類ノ配給先、配給數量、配給時期、配給方法其ノ他配給ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ數量、時期其ノ他必要ナル事項ヲ定メ諸類ノ寄託若ハ保有ヲ命ズルコトアルベシ

ノ場合ハ郡農會（三）ノ場合ハ買入先町村農會ノ承認書ヲ添附スルコト

（4）農林大臣指定地域及配給機關

（農林省告示第七百九十六號）
（昭和十六年十一月一日ヨリ施行）

指定地域 兵庫縣神戶市、武庫郡御影町、住吉町、魚崎町ノ内住吉川以西

指定配給機關

神戶中央青果株式會社

尙農林大臣ノ指定成迄暫定的指定地域及配給機關

（昭和十六年六月十三日）

指定地域	指定配給機關
尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、武庫郡（神戶中央卸賣市場地域ヲ除ク）	兵庫縣東部諸類統制組合
川邊郡、有馬郡、明石郡、津名郡及三原郡一圓	兵庫縣西部諸類統制組合
姫路市、飾磨市、美嚢郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡、飾磨郡、神崎郡	
揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡、城崎郡、出石郡、養父郡、美方郡、朝來郡、氷上郡及多紀郡一圓	

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則

三二

（3）諸類配給統制規則施行細則

（取扱方針）

（兵產第四五二五號市町村長宛部長通牒）
（昭和十五六年十月三十日）

標記ニ關シ縣令第七十五號ヲ以テ發令相成候處諸類配給統制規則第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ許可セラルベキモノハ左記ニ該當スルモノニ限ル方針ニ有之候條御了知ノ上關係方面ニ御示達相成度此段及通牒候也

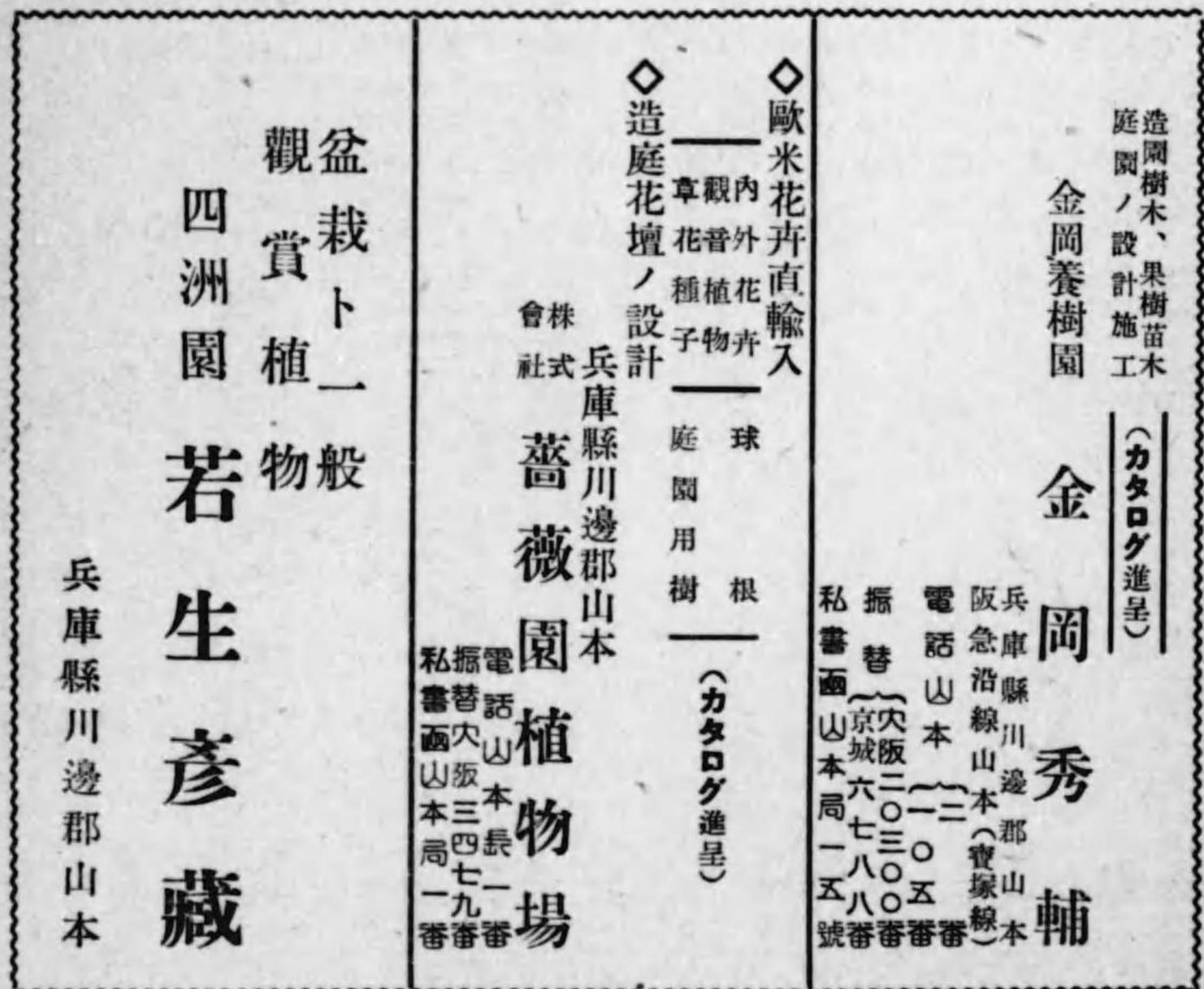
記

（一）農山漁村ニ於テ組合員ノ食料、飼料又ハ種子用トシテ近在ノ產地ヨリ諸類ヲ買受ケントスル購買組合

（二）諸類增產獎勵ノ爲郡内ニ設置セル採種圃生產ノ種諸ヲ採種圃設置町村外ノ使用ニ充ツル爲買受ケ若ハ買受ケノ幹旋ヲナサントスル郡市内ノ使用ニ充ツル爲縣内ニ於テ種子用トシテ生產セラレタル種諸ヲ買受ケ若ハ買受ケノ幹旋ヲナサントスル郡市農會又ハ郡市ヲ區域トセル農業團體

（三）（一）ノ場合ハ自町村農會及買入先町村農會（二）ノ農業團體備考

（二）ノ場合ハ自町村農會及買入先町村農會（二）ノ農業團體



三、最高販賣價格

最高販賣價格

(一) 蔬菜及果實類

(昭和十六年七月四日農林省告示)
同年七月七日ヨリ實施

(昭和十六年八月十五日兵庫縣告示
同年八月十五日ヨリ實施)

(昭和十六年十一月六日改正)

一、果實

二、蔬菜

道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ販賣價格ハ本表ニ掲グル一等ノ價格ニ甘諸ニ在リテハ一圓ヲ、馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス諸類配給統制規則第三條第一項第二號乃至第四號ノ場合ニ於ケル生産者最高販賣價格ハ五貫以上ノ場合ニ在リテハ本表ニ掲グル價格、五貫未滿ノ場合ニ在リテハ卸賣業者最高販賣價格トス

手検査規程ニ依リ馬鈴薯ニ付混玉ノ階級ヲ認ムル場合ノ價格ハ小玉ノ價格ハ小玉ノ價格ニ五錢ヲ加算スルコトヲ得ルモノス

二、統制機關ノ最高販賣價格(十貫當)

(一) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	二・八八	三・二八	三・七八	四月一七月
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	三・〇〇	三・五〇	三・五〇	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

(二) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・三四	一・八七	一・八七	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	三・五〇	三・五〇	三・五〇	四・六〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

三、卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格

(一) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・二一	三・六三	四・一六	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	一・八七	一・八七	一・八七	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

(二) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・二一	三・六三	四・一六	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	一・八七	一・八七	一・八七	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

込ノ價格ヲ謂フ、小賣業者ノ最高販賣價格トハ小賣業者ノ店先渡價格ヲ謂フ
卸賣業者ガ裸ノ儘販賣スルモノノ價格ハ本表ニ掲グル價格ヨリ三十錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス
ハ道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ卸賣業者最高販賣價格ハ本表ニ掲グル卸賣業者最高販賣價格ニ付甘諸

(三) 果樹類苗木及同砧木

(昭和十六年十一月十九日)

種類	品種名	販賣價格(百本當)	販賣價格(百本當)(一本當)
柑橘	一、温州蜜柑	一・〇〇	一・〇〇
	(一年生)	一・〇〇	一・〇〇
	(三年生)	三・〇〇	元・六〇
	(四年生)	四・〇〇	三・〇〇
二、其他ノ柑橘	(一年生)	二・〇〇	二・〇〇
	(三年生)	三・〇〇	三・〇〇
	(四年生)	四・〇〇	三・〇〇
無花果	三、尤老	元・六〇	元・六〇
	西洋梨及支那梨	二・〇〇	二・〇〇

其ノ他ノ柿	御所、次郎、百目	三・〇	一・六	一元
李	岡山五百號、岡山早生、興津、大久保、金桃、金露、神玉、高倉、大桃、白鳳、馬場、蟠桃、玲瓏、シムス、タスカン及フイリツブ	一・〇〇	一・〇〇	一元
杏	其ノ他ノ李	一・〇〇	一・〇〇	一元
桃	其ノ他ノ李	一・〇〇	一・〇〇	一元
梅	其ノ他ノ桃	一・〇〇	一・〇〇	一元
柿	其ノ他ノ柿	一・〇〇	一・〇〇	一元
李	洋	一・〇〇	一・〇〇	一元
杏	其ノ他ノ李	一・〇〇	一・〇〇	一元
桃	其ノ他ノ李	一・〇〇	一・〇〇	一元
梅	其ノ他ノ桃	一・〇〇	一・〇〇	一元
柿	其ノ他ノ柿	一・〇〇	一・〇〇	一元
葡萄	接木苗	一・〇〇	一・〇〇	一元
接木苗	接木苗	一・〇〇	一・〇〇	一元
蘿木	蘿木苗	一・〇〇	一・〇〇	一元
無花果	無花果	一・〇〇	一・〇〇	一元

ニ在リテハ一圓ヲ、馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス

ニ本表ノ道府縣名ハ販賣先タル道府縣ヲ謂フモノトス

四、地方長官農林大臣ノ承認ヲ受ケ本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタル場合ハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

道府縣ノ検査ニ依リ種子用タル表示アルモノノ統制機關ノ最高販賣價格ハ本表ニ掲グル價格ニ甘諸ニ在リテハ一圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
馬鈴薯ニ在リテハ二圓ヲ加算シタル額ニ依ルコトヲ得ルモノトス
ハ諸類配給統制規則第十條ニ依リ農林大臣ノ指定スル物品ノ製造原料用ノモノノ統制機關ノ販賣價額八十貫當ニ圓八十八錢ノ範圍内ニ於テ農林大臣ノ承認ヲ受ケタル價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス

ニ本表ノ道府縣名ハ販賣先タル道府縣ヲ謂フモノトス

三、卸賣業者最高販賣價格及小賣業者最高販賣價格

(一) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・二一	三・六三	四・一六	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	一・八七	一・八七	一・八七	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

(二) 甘諸最高販賣價格

兵庫	六月一十一月	十二月一七月	三月一五月	四月一七月
兵庫	三・二一	三・六三	四・一六	四・〇〇
(二) 馬鈴薯最高販賣價格	一・八七	一・八七	一・八七	四・〇〇
兵庫	四・六〇	四・六〇	四・六〇	四・六〇

印度、ゴールデンデリシアス、
シヨツトウエルデリシアス、
スタークリング及リチャードデ
リシアス

其ノ他ノ萃果

桃杷
栗
李
梅
柿
櫻
桃
其ノ他ノ栗
支那栗

二、砧木

品名	通稱別名	單位	期	間	卸賣最高價格	販賣業最高販賣價格
					(百本當)	(一本當)
アーチチヨーク	朝鮮蘇	一本	ク	十一月ヨリ翌年三月迄	二・〇	一・〇
アイリス		一本	ク	十二月ヨリ翌年四月迄	一・〇	一・〇
アガバンサス		一本(葉付)	ク	其ノ他ノ月	一・〇	一・〇
アザミ		一本(葉付)	ク	十一月ヨリ翌年三月迄	一・〇	一・〇
アスクレピアス	宿根 ・チユベローサ (ミリオクラダス)	一本(二尺以上)	ク	十二月ヨリ翌年四月迄	一・〇	一・〇
同(其ノ他)	同(アルカタス)	一本(二尺未満)	ク	其ノ他ノ月	一・〇	一・〇
アネモネ		一本(葉付)	ク	十一月ヨリ三月迄	一・〇	一・〇
アマリリス		一本	ク	其ノ他ノ月	一・〇	一・〇
アンスリウム		一本(葉付)	ク	十一月ヨリ三月迄	一・〇	一・〇
イキシア		一本	ク	其ノ他ノ月	一・〇	一・〇

一、切花及葉物

(四) 生花切花及枝物類

(農林省告示第七百四十七號)
昭和十六年一月農林省告示第三號
昭和十六年十月六日限り廢止

イチハツ(花)

一本(葉付)二月ヨリ三月迄

其ノ他ノ月

同(葉)

一本

エゾギク

一本

オモダカ

一活

オモト(斑入葉、
ダイソウカン)

一活(實付)

カーネーション

一本

ガーベラ

一本

カキツバタ

一活

カハネ

一本

兜菊

ク

スヰート・
サルタン

一本

ホヒヤグルマ

ク

スヰートビー

一本(三輪咲以上)

ク(二輪咲以下)

一、生産者販賣價格ハ生産者庭先渡又ハ生産者圃場渡價格ニシテ穂木代、精選費及取引慣習ニ依ル包装費並ニ苗木業者及苗木生產組合等ガ生産者ニ對シ支出シタル諸掛ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ

二、販賣業者販賣價格ハ店先渡價格ニシテ取引慣習ニ依ル包装費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ

販賣業者一種類又ハ一品種ニ付二十本以内ノ取引單位トシテ販賣スル場合ニ限リ一本當ノ價格ニ依ルコトヲ得

三、本表ニ掲タル苗木ノ價格ハ一等苗木ノ價格ニシテ二等苗木ノ價格ハ本表價格ノ五割安トス

道府縣ノ検査又ハ道府縣ノ承認セル團體等ノ検査ニ依リ特等苗ノ認定ヲ受ケ其ノ證票ヲ添附セルモノノ價格ハ本表價格ノ二割ヲ加算スルコトヲ得

四、取引ニ當リ錢位未満ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス

五、地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ額ヲ指定シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

(十一月二十二日ヨリ施行)

ア	アンセミスメ	貝	オミナヘシスメ
ア	アンセミスメ	霞	カヌス
貝	オミナヘシスメ	細	エシス
霞	カヌス	工	コスメ
細	エシス	草	ムギワラキク
工	コスメ	ジフソフイラ	ムギワラキク
草	ムギワラキク	カンスキ	ムギワラキク
ジフソフイラ	ムギワラキク	ジニア	ムギワラキク
カンスキ	ムギワラキク	ヒメヒマハリ	ムギワラキク
ムギワラキク	ムギワラキク	花輪	ムギワラキク
ムギワラキク	ムギワラキク	花大根	ムギワラキク
ムギワラキク	ムギワラキク	花草	ムギワラキク
ムギワラキク	ムギワラキク	草草	ムギワラキク
ムギワラキク	ムギワラキク	百日	ムギワラキク

二、植物及木物

四六

品名	別名稱	單位	期間	卸賣最高價	小賣最低價
一、枝物					
青木(ベツコウ)	(其ノ他)	一把(三尺以上)一本當			
		ク			
アカシア		一把(二尺以上)一本當			
アケビ		ク(三尺以上)一本當			
アザ井		一本	一月ヨリ四月迄		
アラギ		一把(三尺以上)一本當			
アラヤ(金)	(其ノ他)	ク(三尺以上)一本當			
イワデマリ		ク(三尺以上)一本當			
ウツギ		ク	十二月ヨリ翌年四月迄		
梅		ク	其ノ他ノ月		
ウメモドキ(幹付)	(其ノ他)	ク	一月ヨリ三月迄		
エニシダ(白花)	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月		
エリカ		一本(二尺以上)	十二月ヨリ翌年二月迄		

エンコウスギ(根切)	一把(三尺以上)	一本當	同 (其ノ他)	ク	十二月ヨリ翌年四月迄
オホヤマレンゲ	一把(二尺以上)	一本當	オホヤマレンゲ	ク	其ノ他ノ月
海棠(根付)	一本(三尺以上)	一本當	海棠(根付)	ク	其ノ他ノ月
柿	一本(三尺以上)	一本當	柿	ク	其ノ他ノ月
(其ノ他)	一把(三尺以上)	一本當	(其ノ他)	ク	其ノ他ノ月
カヘテ(根付)	一本(三尺以上)	一本當	カヘテ(根付)	ク	其ノ他ノ月
同 (其他)	ク	其ノ他ノ月	同 (其他)	ク	其ノ他ノ月
ガグアデサヰ(ガク)	一本	其ノ他ノ月	ガグアデサヰ(ガク)	一本	其ノ他ノ月
カクレミノ	一把(三尺以上)	一本當	カクレミノ	一本(三尺以上)	一本當
カラマツ(根付)	落葉松	一本(三尺以上)	カラマツ(根付)	落葉松	一本(三尺以上)
キイチゴ	一把(三尺以上)	一本當	キイチゴ	一把(三尺以上)	一本當
火	竹	桃	火	竹	桃
ギヨクスヰ	ク	ク	ギヨクスヰ	ク	ク
ギヨリウ	ク	ク	ギヨリウ	ク	ク
一月ヨリ四月迄			一月ヨリ四月迄		

其ノ他ノ月	キ ン カ ン ク チ ナ シ 一 本(ニ 尺 以 上) 一 把(三 尺 以 上)一本當
荒 神 松	一 本(一 尺 五 寸 以 上) ク (一 尺 五 寸 未 滿)
栗	一 把(三 尺 以 上)一本當
高 野 檻(根付)	一 本(一 尺 五 寸 以 上)
同 (其ノ他)	ク
コ デ マ リ	ク ク
コ ト ネ ア スタ ト	ク
コ ブ ン	ク ク
五葉松(根付ヲ含ム)ク	十二月ヨリ翌年四月迄
サカキ(マサカキ) 一貫	其ノ他ノ月
同 (ヒサカキ) ク	
櫻 (ハ 重)	
一把(三 尺 以 上)一本當	
一 月 ヨ リ 三 月 迄	

云 未一未以一以一
滿本滿上本上本
一二二一三二 尺 尺 尺 尺 尺 尺

七	實付及苦付等含ムノトス
八	取引ニ當リ錢位未満ノ端數ヲ生ジタル場合ハ四捨五入スルモノトス
九	本表ノ「木物」トハ樹齡、樹姿其ノ他ノ形狀ヨリ見テ古木物トシテ取引セラル可キモノヲ謂フ
一〇	本表價格ハ東京市、大阪市、京都市、横濱市及神戸市ニ於ケル價格トス
一一	三、佛花及供花類
一二	種類
一二	單位
一二	小賣最高價格
一二	佛花及墓花（大）一把切花及枝物等（六本以上）
一二	（小）一把切花及枝物等（四本以上）
一二	同

サ 同 供 カ キ (大)	一對一把(七本以上)	一〇
(小)	一對一把(五本以上)	七
花類(各種)	一基又ハ一籠	一、〇〇〇
本表ノ供花類トハ葬儀用又ハ神佛儀式用等ノ竹筒入生花、 桶入生花及籠入生花竝ニ竹筒入サカキ及竹筒入シキミ其ノ 他之ニ類スルモノヲ謂ヒ、本表價格ハ取引慣習ニ依ル材料 費、容器代及製作費等ヲ含ムモノトス		
二 本表ノ單位中一本トハ切花及枚物ノ一本及之等ヲ分割セル 一枝等ヲ謂フ		
三 本表價格ノ範圍内ニ於テ地方長官別段ノ額ヲ定メタル場合 ニ於テハ本表價格ハ之ヲ適用セズ (十月七日ヨリ施行)		

(六) 花卉球根及花卉類苗

(農林省告示第六百三號)
昭和十五年十二月四日實施

一、花卉球根

○價渡者
當一賣先產
球格販庭生

球一價卸
當○格賣

當一價小
球格賣

球周ノ當球

其ノ他ダーウヰン種
早咲一重種
コツテージ種
トライアンフ種

セザンヌ
ミセスフランコムサンダーランド
プリンスオブネザーラン
セントアンドリューズ
ブリスコムサンダーランド
セントジョンズ
ジヤイローフォーティエヌ
ジヤルバタード
ジヤウグローリー¹
ジヤウグローリー²
ジヤウグローリー³
ジヤウグローリー⁴
ジヤウグローリー⁵
ジヤウグローリー⁶
ジヤウグローリー⁷
ジヤウグローリー⁸
ジヤウグローリー⁹
ジヤウグローリー¹⁰
ジヤウグローリー¹¹
ジヤウグローリー¹²
ジヤウグローリー¹³
ジヤウグローリー¹⁴
ジヤウグローリー¹⁵
ジヤウグローリー¹⁶
ジヤウグローリー¹⁷
ジヤウグローリー¹⁸
ジヤウグローリー¹⁹
ジヤウグローリー²⁰
ジヤウグローリー²¹
ジヤウグローリー²²
ジヤウグローリー²³
ジヤウグローリー²⁴
ジヤウグローリー²⁵
ジヤウグローリー²⁶
ジヤウグローリー²⁷
ジヤウグローリー²⁸
ジヤウグローリー²⁹
ジヤウグローリー³⁰
ジヤウグローリー³¹
ジヤウグローリー³²
ジヤウグローリー³³
ジヤウグローリー³⁴
ジヤウグローリー³⁵
ジヤウグローリー³⁶
ジヤウグローリー³⁷
ジヤウグローリー³⁸
ジヤウグローリー³⁹
ジヤウグローリー⁴⁰
ジヤウグローリー⁴¹
ジヤウグローリー⁴²
ジヤウグローリー⁴³
ジヤウグローリー⁴⁴
ジヤウグローリー⁴⁵
ジヤウグローリー⁴⁶
ジヤウグローリー⁴⁷
ジヤウグローリー⁴⁸
ジヤウグローリー⁴⁹
ジヤウグローリー⁵⁰
ジヤウグローリー⁵¹
ジヤウグローリー⁵²
ジヤウグローリー⁵³
ジヤウグローリー⁵⁴
ジヤウグローリー⁵⁵
ジヤウグローリー⁵⁶
ジヤウグローリー⁵⁷
ジヤウグローリー⁵⁸
ジヤウグローリー⁵⁹
ジヤウグローリー⁶⁰
ジヤウグローリー⁶¹
ジヤウグローリー⁶²
ジヤウグローリー⁶³
ジヤウグローリー⁶⁴
ジヤウグローリー⁶⁵
ジヤウグローリー⁶⁶
ジヤウグローリー⁶⁷
ジヤウグローリー⁶⁸
ジヤウグローリー⁶⁹
ジヤウグローリー⁷⁰
ジヤウグローリー⁷¹
ジヤウグローリー⁷²
ジヤウグローリー⁷³
ジヤウグローリー⁷⁴
ジヤウグローリー⁷⁵
ジヤウグローリー⁷⁶
ジヤウグローリー⁷⁷
ジヤウグローリー⁷⁸
ジヤウグローリー⁷⁹
ジヤウグローリー⁸⁰
ジヤウグローリー⁸¹
ジヤウグローリー⁸²
ジヤウグローリー⁸³
ジヤウグローリー⁸⁴
ジヤウグローリー⁸⁵
ジヤウグローリー⁸⁶
ジヤウグローリー⁸⁷
ジヤウグローリー⁸⁸
ジヤウグローリー⁸⁹
ジヤウグローリー⁹⁰
ジヤウグローリー⁹¹
ジヤウグローリー⁹²
ジヤウグローリー⁹³
ジヤウグローリー⁹⁴
ジヤウグローリー⁹⁵
ジヤウグローリー⁹⁶
ジヤウグローリー⁹⁷
ジヤウグローリー⁹⁸
ジヤウグローリー⁹⁹
ジヤウグローリー¹⁰⁰

三寸六分以上	四〇 五〇 八〇	三寸六分以上
--------	----------------	--------

其其黃白黃白
ノノ色色色色
他他種種種種

三〇	四〇	六〇	八
合	三〇	五寸以上	
三〇	三〇	四寸以上	
三	五	五寸以上	

ホワイトフェザーブレークオーディンク・タフエボリットコロネー・シヨントアルバートローズドクターネルソンショック・コンマンダケールフレーミングスオード

一〇
四〇
三寸以上

ペアボゲモジカサシスレ プベエミミアジスゴド
ヤンカツセセヨクタ
ティーリイシユレドリレクススメ一レットデー^ロ
イルハアルヤワツスンセナコトブンペ
一ビンイトブグシ一リントブンドン
ナスツツトン一ベレスレドツリルドン
ナミサニグベツンリソソマープリネ
サミサンロダダリソソマップリツ
ルスコフニンニナスンカンスムト

一〇
四
三寸以上

三寸三分以上	三寸四分以上
三寸四分以上	三寸三分以上

	百	水	ス
其	ス 天 山	鹿 晚 早	其 支 八 口 小 大 房
カ	ノ	生 生	ラ ラ ツ バ
シ	蓋 百	子 鐵 鐵	重 紅 呀 哎
大	一 重 種	白 花 種	ノ 哎 仙
正	百 合 合	赤 花 種	ツ バ 哎
ス	千 草 日 ノ 出	黃 花 種	他
カ		砲 砲	種 種 種 種
シ		他	他
他			

五寸以上	四寸五分以上	三寸三分以上	二寸三分以上	三寸六分以上
八〇	六〇	八〇	一〇	一〇
六〇	一〇	六〇	一〇	一〇
四〇	七〇	四〇	七〇	七〇
五	四	五	五	五

フリージヤ	レフレクタアルバ	其ノ他
エキシヤ	レナンキュラス	
クロツカス	名稱付モノ	
アネモネ	其ノ他	
セントブリヂット	アネモネ	
實生モノ	其ノ他	
二年生モノ	アネモネ	
(吹詣咲種)	セントブリヂット	
アイリス	アネモネ	
ダツチ種	セントブリヂット	
ブルオーション	セントブリヂット	
イングリッシュユ種	セントブリヂット	
テンジタナ種	セントブリヂット	
混合	セントブリヂット	
其ノ他	セントブリヂット	
オニソガラム	セントブリヂット	
トリトニア	セントブリヂット	
ムスカリ	セントブリヂット	
フリージヤ	セントブリヂット	

五五	二〇	五五	一〇	七〇	一〇	二〇	一〇	四〇	五	二	六〇	四	五	七	四
六七	一〇	四	一〇	四	一〇	六	四	七	一〇	七	三	八	一〇	六	一〇
四〇	一〇	二	一〇	二	一〇	四〇	二	一〇	二	一〇	〇五	一〇	二	一〇	一五
三寸六分以上	一寸以上	一寸以上	一寸以上	二寸以上	二寸以上	三寸三分以上	二寸六分以上	一寸以上	一寸以上	一寸以上	一寸以上	二寸以上	一寸以上	一寸以上	一寸以上

カラ	アマリリ	其赤桃白	其ポンボン	デコラチーブ	ビオニ	カクタス	リヤ
デューム	辨ス	ノ色色ナ	ノポン	一	咲	咲	咲
辨	ス	色	色	一	咲	咲	咲
種	種	他種	種種	他種	種種	種種	種

一、花卉球根

(七) 花卉球根及花卉類苗特別種

(兵庫縣告示第千二十四號)
(昭和十六年九月六日)

二、花卉類苗(一本當)

五七

品種	生産者庭先渡最高價格	卸賣最高價格	小賣最高價格
白絃、國富、式部	円七	円三	円一七
曉雲、ペラゴニユーム、曉光、ト	円五	円二五	円一三
ライヤンブ	円一	円一	円一

一 生産者庭先渡販賣價格ハ球根代、精選費、荷造包裝費竝ニ種苗業者及採種組合ガ生産者ニ對シ支出シタル生産ニ要スル諸掛ヲ含ム

二 卸賣及小賣價格ハ店先渡價格ニシテ取引慣習ニ依ル包裝費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ

三 本表ニ掲タル一球當球周一寸以下ノモノノ價格ハ三分五厘ヲ減ズル毎ニ一割五分減トシ錢位未滿ノ端數ハ四捨五入トス

本表ニ掲タル球根ノ價格ハ病害損傷ナク土ノ附着セザルモノノノ價格トス

四 牡丹苗及芍藥苗ハ一輪咲ノモノノ價格ニシテ二輪咲以上ノモノノ價格ハ著數ニ依リ倍加スルモノトス

五 カーネーション苗、バラ苗、アザレア苗、菊苗、牡丹苗及芍藥苗ノ特別種ニ付テモ本表ニ掲タル普通種ノ價格ヲ適用ス但シ地方長官ニ於テ特別種ニ付品種ヲ指示シテ別段ノ額ヲ指定シタルトキハソノ額ニ依ルモノトス

六 本表ニ掲タル百合球根ノ價格ハ輸出ノモノニハ之ヲ適用セズ

七 地方長官本表價格ノ範圍内ニ於テ別段ノ類ノ指定ヲ爲シタルトキハ本表價格ハ之ヲ適用セズ

五六

セントーレア	クリプト種 サイアナス	八重咲種 一重咲種
クリサンセマム	カリナタム	カリナタム
アリツサム	カリナタム	カリナタム
アークトチス	アスクレピアス	アスクレピアス
カリオブテリス	一年生種	一年生種
ヒマワリヤ	宿根性種	宿根性種
ピスカリヤ		
シャスタデージー	早咲系種	早咲系種
クレオメ	大輪咲系種	大輪咲系種
コリュース	中葉種	中葉種
コスモス	大葉種	大葉種
ターリヤー	一重咲種	一重咲種
サインプレスバイン	八重咲種	八重咲種

ジキタリス	デイルモルフォーセカ
エスコルシヤ	一重咲種
ユーホルビア	ヘテロヒラ種
ゲラーデアー種	バリエガタ種
ダイアンサス	一年生種
グローブアマランザス普通種	宿根性種
ジブソヒラドア	一重咲種
ヘリクリサム	八重咲種
ホリホツク	一重咲種
ムーソフラワー	赤白花種
葉牡丹	化種
葛コキ	赤花種
ラーカスバー	白花種
藤ア丹	八重咲種

バ ル ー ン バ イ ン	パ ル ー ン バ イ ン	八重カメリア咲系
ペ リ ス ペ レ ニ ス	ペ リ ス ペ レ ニ ス	一重混合種
バ ル サ ム	バ ル サ ム	モンストローザ種
カ レ ン ジ ュ ラ	カ レ ン ジ ュ ラ	普通八重咲種
セ ロ シ ヤ	セ ロ シ ヤ	オレンヂキング系
キ ヤ ン デ タ フ ト	キ ヤ ン デ タ フ ト	芯 レ モ ン ク 牛 ル ン 黒 ル
セ ロ シ ヤ	セ ロ シ ヤ	ボ ラ ジ ヲ セ ン セ イ シ ヨ ン 系
クリ ス タ タ 高 性 種	クリ ス タ タ 高 性 種	メ テ ユ ー ム 種
ク ブル モ サ 種	ク ブル モ サ 種	ク 宿 根 種
アン ペ ラ タ 種	アン ペ ラ タ 種	ク 二 年 生 一 重 咲 種
ヒ ヤ シ ン ス 咲 種	ヒ ヤ シ ン ス 咲 種	ヒ ヤ シ ン ス 咲 種
チ ル ド シ ー	チ ル ド シ ー	チ ル ド シ ー

ルビナス	傘咲種	ハイブリダ種
マリゴールド	菊宿根花種	カーネーション咲系
ミラモサ	矮性フレンチ系	アフリカンダブル系
ミグノネット	高性フレンチ系	高性フレンチ系
マトリカリヤ	矮性八重咲種	高性八重咲種
ミヨステイス	一年生アルペストリス青種	一年生アルペストリス青種
ニゲラ	其ノ他	其ノ他
ニゲラ	八咲重種	八咲重種
ナスタツシヤム	高性種	高性種
バングジー	矮性種	矮性種
エキジビション	八咲重種	八咲重種
マストトーン	三咲咲種	三咲咲種
マスター	マスター	マスター

トリマルト	冬咲種	ペニシア	ハイブリド種
スイス系	ハイブリドナナ種	ハイブリドナナ種	ハイブリドナナ種
メープルリー	バルコニー種	バルコニー種	バルコニー種
フロウクス	ハイブリタ波狀瓣一重咲	シユバビジマ一重咲種	ハイブリタ波狀瓣一重咲
ドラモントー	ドラモントー種	ドラモントー種	ドラモントー種
矮性種	普通青花種	八重咲種	一重咲種
プラチコドン	五月咲種	八重咲種	一重咲種
ホーチュラカ	普通青花種	普通青花種	普通青花種
ボツビー	其ノ他	其ノ他	其ノ他
バイレスラム	宿根オリエンタリス種	宿根オリエンタリス種	宿根オリエンタリス種
サルピグロシス	赤花一集咲種	白花種	白花種

白花、桃花	ブルモサ	ヒトツ	ササゲ	スカーレットベッターハービング	ズベスリ	アビリ	ボーメリ	アフアイ	カボチャ
-------	------	-----	-----	-----------------	------	-----	------	------	------

スズベニア	スカーレットベッター	スズベニア	スカーレットベッター
スカルピオサ	スカルモサ	スカルピオサ	スカルモサ
シレネ	ロケツ	シレネ	ロケツ
スタークス	ブラン	スタークス	ブラン
ストック	ホービング	ストック	ホービング
スコットビー	ヒスカア	スコットビー	ヒスカア
スコートウイリアム	ハイブリダ	スコートウイリアム	ハイブリダ
ハイベナ	ハイブリダ	ハイベナ	ハイブリダ
ハイブリダ種	ハイブリダ種	ハイブリダ種	ハイブリダ種
八重咲種	八重咲種	八重咲種	八重咲種
冬咲名稱付種	夏咲名稱付種	冬咲名稱付種	夏咲混合種
冬咲混合種	夏咲混合種	冬咲混合種	夏咲混合種
冬咲名稱付種	夏咲名稱付種	冬咲名稱付種	夏咲名稱付種
一重咲種	一重咲種	一重咲種	一重咲種
一重咲種	一重咲種	一重咲種	一重咲種

• 04	10	• 05	00	100
10	• 06	00	100	100
• 07	10	• 08	00	100
00	10	• 09	00	100
100	10	• 10	00	100
100	10	• 11	00	100
100	10	• 12	00	100
100	10	• 13	00	100
100	10	• 14	00	100
100	10	• 15	00	100
100	10	• 16	00	100
100	10	• 17	00	100
100	10	• 18	00	100
100	10	• 19	00	100
100	10	• 20	00	100
100	10	• 21	00	100
100	10	• 22	00	100
100	10	• 23	00	100
100	10	• 24	00	100
100	10	• 25	00	100
100	10	• 26	00	100
100	10	• 27	00	100
100	10	• 28	00	100
100	10	• 29	00	100
100	10	• 30	00	100
100	10	• 31	00	100
100	10	• 32	00	100
100	10	• 33	00	100
100	10	• 34	00	100
100	10	• 35	00	100
100	10	• 36	00	100
100	10	• 37	00	100
100	10	• 38	00	100
100	10	• 39	00	100
100	10	• 40	00	100
100	10	• 41	00	100
100	10	• 42	00	100
100	10	• 43	00	100
100	10	• 44	00	100
100	10	• 45	00	100
100	10	• 46	00	100
100	10	• 47	00	100
100	10	• 48	00	100
100	10	• 49	00	100
100	10	• 50	00	100
100	10	• 51	00	100
100	10	• 52	00	100
100	10	• 53	00	100
100	10	• 54	00	100
100	10	• 55	00	100
100	10	• 56	00	100
100	10	• 57	00	100
100	10	• 58	00	100
100	10	• 59	00	100
100	10	• 60	00	100
100	10	• 61	00	100
100	10	• 62	00	100
100	10	• 63	00	100
100	10	• 64	00	100
100	10	• 65	00	100
100	10	• 66	00	100
100	10	• 67	00	100
100	10	• 68	00	100
100	10	• 69	00	100
100	10	• 70	00	100
100	10	• 71	00	100
100	10	• 72	00	100
100	10	• 73	00	100
100	10	• 74	00	100
100	10	• 75	00	100
100	10	• 76	00	100
100	10	• 77	00	100
100	10	• 78	00	100
100	10	• 79	00	100
100	10	• 80	00	100
100	10	• 81	00	100
100	10	• 82	00	100
100	10	• 83	00	100
100	10	• 84	00	100
100	10	• 85	00	100
100	10	• 86	00	100
100	10	• 87	00	100
100	10	• 88	00	100
100	10	• 89	00	100
100	10	• 90	00	100
100	10	• 91	00	100
100	10	• 92	00	100
100	10	• 93	00	100
100	10	• 94	00	100
100	10	• 95	00	100
100	10	• 96	00	100
100	10	• 97	00	100
100	10	• 98	00	100
100	10	• 99	00	100
100	10	• 100	00	100

ロイヤルナーケ種
ビニカル
エレガンス種
コロサル種
カリニア咲種(カリフオルニア咲ヲ含ム)
ポンポン咲種
ビュミラ種
其ノ他

一 卸賣價格及小賣價格ハ賣主店先渡ト
費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ

二 卸賣價格ノ勾位取引ハ一合單位ノ士
タル價格ヲ一勾當單價トシ卸賣及小
取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一
位未滿ハ四捨五入トス

種類	品名	単位	数量	単価	金額
ビニカル種	ビニカル	箱	三五	八五	・六
エレガント種	エレガント	箱	三五	八五	・七
コロサル種	コロサル	箱	三五	八五	・七
ダリア咲種(カリヲルニ)	カリヲルニ	箱	三四	元五	・一〇
ポンポン咲種	ポンポン	箱	三五	五五	・二五
ピュミラ種	ピュミラ	箱	三五	五五	・二五
其ノ他	其ノ他	箱	三五	五五	・二五
卸賣價格及小賣價格ハ賣主店先渡トシ取引慣習ニ依ル包装費ヲ含ミ荷造費ヲ含マズ					
卸賣價格ノ勾位取引ハ一合單位ノ十分ノ一一割ヲ加算シタル價格ヲ一勾當單價トシ卸賣及小賣價格ニ付五勾以上ヲ取引ノ單位トシテ販賣スル場合ハ一合當價格ニ依ル但シ錢位未滿ハ四捨五入トス					

四、本會ノ事業

六四

(一) 空閑地利用指導者養成講習會に就て

本年度事業たる、空閑地利用指導者養成講習會に就ては別記
規程に依り神戸市第一回として順次開講してゐるが、回を重ね
るに従ひ盛大である。

講習會開催地	同上會場	申込人員	受講月日	備考
第一回 神戸市	神戸區明石町 神戸大丸	二二人	自六月十四日至八月十六日	何レモ毎土曜ノ午後一時ヨリ四時迄
第二回 伊丹市	伊丹市公會堂	一〇五	一六人	
第三回 西宮市	西宮市公會堂	五三		
第四回 明石市 (豫定)	一八〇			

第一回神戸市に於る受講者の全部が園芸技術には素人であつたが、各人其相當熱心に聽講せられ、現在に於ては各所屬の空閑地利用者の良き技術員として活動しつゝありと。尙毎日一回位集合しお互に研究しつゝ互に發表しあつて一意食糧増産の二助にも成る事に努むる覺悟と隨分鼻息荒し。

伊丹市公會堂に於ける第一回講習會は同市產業課長を始め課員の絶大なる援助に依り甚だ盛大裡に終講せり。講習員中には十名餘り婦人の方も男子に互し隣保の良き指導者たらんと、毎土曜日には定刻には會場に來り講師先生に種々の質問をなし先生達を困らせると言ふ熱心振なりしと聞く。

第二回空閑地利用指導者養成講習會
修了證書授與者

本講習會ヲ空閑地利用指導者養成講習會
本講習會ハ戰時食糧增產ニ協力シ空閑地
培ヲナス各種團體ノ指導者並ニ世話人ニ作

渡瀬英子 氏
水島賢子 父
萱野英子 母
今村英子 母
田口英子 母
澤太郎 母
奥太郎 母
奈ル 母
薄田 哲
岩田 勉
辻田 雄
土井 雄
荒牧 雄
氏
英子 氏
賢子 母
宗太郎 母
ハル 哲
太郎 勉
善助 雄
修郎 雄
子助 雄
次郎 雄
定雄 治
之助 治
市助 治
増治 治
繼治 治
名
守谷 守内 氏
内藤 守内 氏
森藤 守内 氏
藤山 守内 氏
今谷 守内 氏
谷本 守内 氏
藤川 守内 氏
山本 守内 氏
今中 守内 氏
谷井 守内 氏
中井 守内 氏
井口 守内 氏
井川 守内 氏
田川 守内 氏
田中 守内 氏
田口 守内 氏
川田 守内 氏
田原 守内 氏
小笠原 守内 氏
安道 守内 氏
松室 守内 氏
氏
政政 氏
捨あさ 氏
サ益 まユ 氏
房宗 氏
宗昌 氏
名
盛吉 氏
治吉 いチ 氏
衛勳 氏
勳玉 氏
カ晃 氏
夫昌 氏
氏
篠柳 氏
柳初 氏
岸前 氏
吉桑 氏
桑山 氏
山酒 氏
酒松 氏
松永 氏
永濱 氏
濱瀬 氏
瀬崎 氏
崎太 氏
原田 氏
田本 氏
田原 氏
原名 氏
名縣 氏
縣本 氏
本崎 氏
崎節 氏
節太 氏
武直 氏
直み 氏
みさの 氏
の暉和 氏
暉一 吾 氏
和二 閑 氏
吾彌二 氏
彌文二 氏
文節三 氏
節太三 氏
太次子 氏
次郎作 氏
作郎次 氏
子次郎 氏
郎次子 氏

物栽培ヲナス各種團體ノ指導者竝ニ世話人ニ作物栽培管理ノ技術ヲ修得セシメ且ツ共通的方法ヲ以テ指導スル様訓練スルヲ目的トス

第三條 本講習ヲ受ケントスルモノハ現ニ空閑地ヲ利用シテ作物ヲ栽培シ又ハ栽培セントスル具體的計畫アル團體及ビ町内會或ハ隣保、學校、工場、會社等ノ代表者竝ニ代表者ノ推薦アルモノニ限ル但シ特ニ本會ノ承諾ヲ得タルモノハ此限りニ非ズ

第四條 本講習會ノ受講者ハ豫メ推薦者又ハ本人ヨリ申込書ヲ提出シ本會ノ承諾ヲ得ルヲ要ス

第五條 本講習會ノ科目ノ其他ノ細目ハ會長之ヲ定ム

第六條 本會ハ講習全科目修了者ニ修了證書ヲ交付ス

第七條 本會ハ直接講習會ヲ開催スル外同趣旨ノ講習會開催ノ希望アル團體ノ申込ニヨリ適宜講師ヲ派遣スルモノトス

第八條 本規程ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

六五

講 者 住 所	氏 名	推 薦 者
池田廣町八五 至町一目目一三五 役所振興課	戀田貫三 西上義弘 渡邊幸作	神戸市産業課長 神戸市湊區長 兵庫區水木一丁目東 部町内會長
水木通一丁目二ノ一七 菊池町二丁目一四 役所内振興課	武久門 負徳誠 茂誠	須磨區板宿區町内聯 合會長 須磨區長
戸崎通三丁目五ノ一 明神町二丁目一八 和町二丁目	小山崎 植西鹿藏 松田謙	兵庫區水木一丁目東 部町内會長 本會安西幹事
岩明木北小六植松 垣野村高車田本 喜平太吉初幾太郎 吉次郎	久門崎 西鹿藏 泰保作 寬負	須磨區板宿區町内聯 合會長 神戸市灘區長 神戸市葺合區役所
再度筋七番屋敷 室町一丁目二〇 毛通二丁目五一 毛通一丁目四九 野通六丁目一二	入道齋 同 本 右 會	神戸市灘區長 神戸市葺合區役所

(二) 昭和十六年秋季園藝品評會成績

關藝品詣會所總

		出 品 點 數				
		盆栽及鉢植	苗木	切花	空閑地利用	蔬菜類
計	二四三	五七點	九	五三	一二四	空閑地利用
特等	一				特等	蔬菜類
六七				三	六	空閑地利用
優良等	二				優等	蔬菜類
一四四				六	一四	空閑地利用
佳良等	三				佳良	蔬菜類
一二九	九			一四	一九	空閑地利用
				二三	三九	蔬菜類
				二七	三五〇	空閑地利用
						入賞點數
						一等(特等)、二等(優等)、三等(佳良) 計

◆切花之部授賞者

壹等	菊	四季の縁	美濃郡細川村 藤本 薫
同	ダリヤ	村 娘	有馬郡有野村 小西欣花園
貳等	カーネーション	クアバンダンス	津名郡佐野町 尾崎 新次
同	グラジオラス	スカーレットプリンセップス	有馬郡有野村 中 煙 昇一
同	カーネーション	ビンクアバンダンス	津名郡釜口村 山 口 松 夫
モーニンググローリヤ	カーネーション	モーニンググローリヤ	有馬郡有野村 岡 田 慶 治
同	ガーネット	ガーネット	川邊郡西谷村 先 家 農 園

五、其の他

(一) 老廢果樹並花卉類其の他の轉作及跡作に付て

今回國の方針に従ひ本縣内に於ける老廢果樹園二十五町歩花卉球根枝物栽培園より六十六町歩を食糧作物栽培に轉作せることは周知の通りでめるが園藝家としてお互ひに相當技術に自信のある方々の事なれども他の桑園なり茶園より轉作せる者に引けを取らぬ様縣郡、町村より指示されたる蔬菜類の生産に一般の努力を望む次第である。

武伊西姫神	郡
庫丹宮路戸	市
都市市市	市
一 一 一 一 一	町
一 一 一 一 一	町
五 八 三 一 八 二 一 五	町
五 八 三 一 八 二 一 五	町

桑園等整理跡作蔬菜作付面積（前作との關係）

昭和十六年十一月

合 三 津 多 朝 赤 押 神 飾 印 加 加 美 明 有 川
原 名 紀 來 穂 保 崎 磨 南 古 東 囊 石 馬 邊
計 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

六七

三五七	四五〇		六九〇	五三〇	三四〇		三四	三八	町
一八三	二八		一七	四三	一二		一一	八	三五町
六四〇	四七	三九	二二	二六		二〇	七	一四	二七
一一八〇	一〇〇	二九六	二二	七三	八一	四一	四〇	四一	二六一
一九六	九七	五一							

六六

◆益栽之部

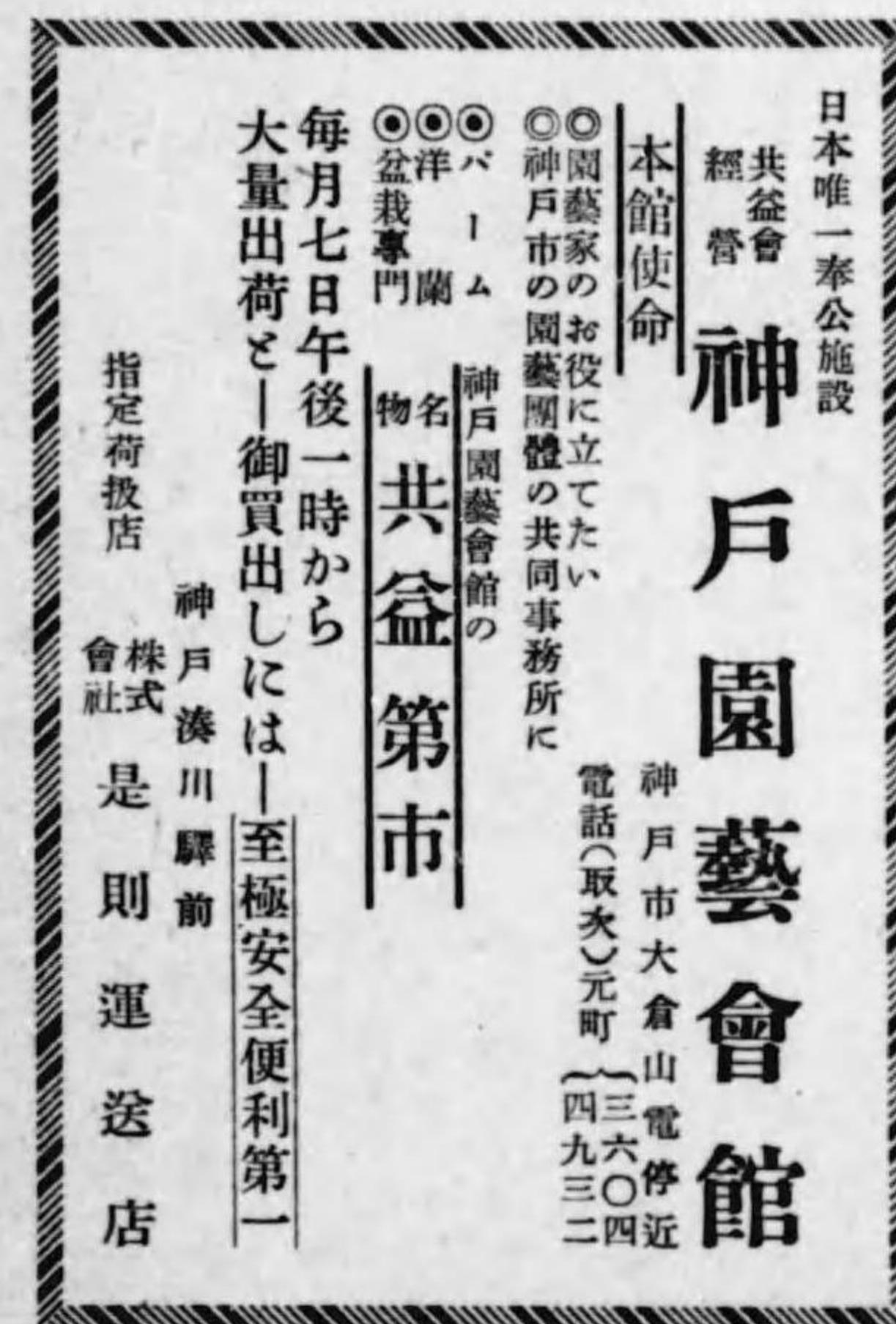
期・九月二十三、二十四、二十五日ノ三日間	場・神戸三宮大丸六階催場
同	ダリヤ ミス有馬
同	高砂百合
(參等省略)	
◇盆栽之部	
壹等	石付眞柏
同	シンビヂームロウイアナム
同	エゾ松
同	觀音竹
貳等	黒松石付
(參等省略)	
◇空閑地利用蔬菜類之部	
特等	白菜鉢作
同	尼崎市
同	伊丹市行基町内會
同	伊丹市南本町八丁目二八
同	梅田製鋼所伊丹工場
同	東洋紡績株式會社
同	奥田和三郎
同	神崎工場
同	津名郡釜口村津田第六隣保
同	山上年男
同	甲藤花園
里	井上日出子
優等	白菜鉢作
(佳良省略)	神戸市多聞國民學校
有馬郡有野村	有馬農場
津名郡釜口村	山口校夫
川邊郡長尾村	ヤマト植物園
川邊郡長尾村	幸生園
松樂園外四名	梅香園
草園	樂園
川邊郡長尾村	幸生園
松樂園外四名	梅香園
梅園	樂園

之等の整理跡に作る蔬菜類は次の通り

桑園等整理跡作蔬菜種類別作付計畫

昭和十六年十月

郡 市	神戸市	姫路市	西宮市	伊丹市	川邊郡	明石郡	美嚢郡	加東郡	加古郡	印南郡	神崎郡	揖保郡	
清菜					四六	二〇		一五	一三	一三	一三	三町	
波蘿草					二〇	一五	一〇	一三	一八	一五	一五	五町	
豌豆					一四	二〇	二五	一五	一三	一三	一三	五町	
蠶豆					五〇	三二	五二	一七	二二	一〇	一五	三二町	
大根					一〇							一町	
葱					一五	一〇		一八				一町	
頭葱												一町	
甘藍					五	一〇					三	一町	
計	八二	四二	四一	四一	六一	九一	九一	五二	五八	三一	一八	一三	一五町



蔬菜果實の簡易加工法

一、果實ジャムの製法

ジャムとは各種果實類の果肉を砂糖と一緒にトロ／＼の程度に煮つめたもので、主としてパンにつけて食し、又果子の原料として用ひられます。

古曆物の小果の方が良質のものが出来ます。
ヘタを除いて水洗し錫引又は瀬戸引鍋で果實の重量の七、
八割に相當する砂糖を加へて、やゝ強力の火で三、四十分
煮つめる。

2、夏橙ジヤム 特にマーマレードと申します。
爽快なる香氣と程よき苦味を有し、風味最も上品でジヤム
類中の最高級品であります。

A circular logo containing a stylized illustration of a flower, possibly a hibiscus, with large petals and a central cluster of stamens. The logo is set against a dark background.

立石恒四郎

果皮を成るべく傷めぬ様に剥き、中の囊を一つ／＼割いて
果肉のみを取出して置く。

を二三回繰り返します。

六
九

砂 剝 果
糖 皮 肉
一 三〇 一〇〇

果皮 一〇〇匁

砂糖 少々

苺 紅 四〇

葡萄 一〇〇 四〇〇 二匁

苺 一〇〇 三〇〇 二

馬鈴薯澱粉 一〇〇 三〇〇 二

白砂糖 二〇

馬鈴薯澱粉 三〇〇匁

山芋 一〇

4、梅ジヤム 過熟程度の柔くなつたものを用ひ、熱湯の中に約五分間浸したる後手で揉みつぶし種子を除き、果肉の重量に對し十五割の砂糖と極少量の重曹を加へて煮つめる。

總原料量の九割二分止りに仕上げます。

かくして出来上つた果蜜をフランネルの類にて瀝過して後、瓶につめ湯の中に立て、攝氏七〇度で三十分間殺菌し、栓を固く挿しチヤン又は蠟にて密封して置く。

三、干菓子の製法

夏季清涼飲料としてシラツブの需要は頗る多いですが、人工合成品は營養的には殆んど無價値のものでありますから、各家庭で果實から滋養と風味に富む果蜜を作つて使用したいものです。

シラツブに適する果實は苺、葡萄、柑橘、林檎、梅等で製法は比較的簡単です。何れの原料もよく熟したるもの用ひる。蜜柑類は剥皮して中の囊を取り出し、苺、葡萄等は果梗を除いて、瀬戸引鍋に入れ、攝氏七〇度位に熱し、果皮中の水分を吐き出させてから麻袋で果汁を搾り出し、次の割合に砂糖を加へ軽く煮て溶かします。

果汁	一・〇〇升	砂糖	三〇〇匁
温州蜜柑	一・〇〇升	酒石酸	一

夏 橙

一・〇〇升

四〇〇匁

一

馬鈴薯澱粉と砂糖とおろした山の芋で練つて作られる自家用の菓子で、全然火も水も用ひず最も簡単に出来ます。

馬鈴薯澱粉 三〇〇匁

白砂糖 二〇

山芋 一〇

右の割合で砂糖を豫め篩にかけて塊を除き、澱粉とよく混ぜ合せて置き、次に山の芋をおろしにかけて出来るだけ細かく擂りつぶし、之に砂糖と澱粉を少しづゝ入れてよく練り合せる。適當の粘度に練れたとき、サイダー瓶の類で板の上に押し擴げ、一、二分の厚さに延べ色々の形の抜き型にて切り抜き、蔭乾にして固ませる。抜き型がなければ、庖丁で適宜の大きさの短冊形に切つてもよい。

練り合せる際、赤・青・黄等の食用染料を用ひて着色し、その色毎にレモン、オレンヂ、イチゴ等のエッセンス又は薄荷を少量づゝ加へてそれ／＼味を變へると、一層面白いものが出来す。

四、トマトソース

トマトのよく熟した果を用ひ約十分間煮て毛篩で裏漉にかけ、果皮と種子を除去して得た果汁をトロ／＼の程度（三分の一升）に煮つめたものが謂ゆるトマトソース（ビューレ）です。

このまゝでも色々の調理に用ひられます但に種々の香味料を加へて味つけしたものがトマトケチャップで、一般的家庭に廣く用ひられるものであります。

この味つけ法の最も簡単なものは、適宜の食鹽と砂糖と酢を加へただけでもよろしいが、左の調合法を一例として擧げて置きます。

トマト果汁	一・〇〇升	胡椒	〇・七匁
食酢	〇・〇二升	玉葱	六〇・〇
肉桂粉	〇・三		
食砂糖	三・〇		

五、蔬菜ピツクルの製法

ピツクルといふのは、色々の野菜を丁度らつきよう漬の様に取扱つて酢漬にしたものであります、その特色とでもいふべきはトマトの青果と玉葱を原料に供用することです。その他に大根、蕪菁、人参、胡瓜、白瓜、南瓜、隼人瓜、唐辛、花椰菜、昆布等を適宜加へると色彩の配合はいふまでもなく、各固有の風味を持つた面白い漬物が出来ます。

右の諸材料を適當の大さに刻み、水一升に食鹽一合の割合の鹽水に二三日漬けて適度の鹽味をつけ甘酢の中につけ込むのです。

甘酢は一合の酢に三十匁位の砂糖を溶かし軽く煮てから用ひます。

冷涼の時節に漬け込んだものは長く貯藏することが出来ます。が暑期に作ったものを貯藏するには殺菌する必要があります。

殺菌法は、大體果實シラップの場合と同様に取つてよろしい。

七二

七三

七四

庭公園、花壇、設計及植栽

六、大根蕪菁のからし巻製法

成るべくキメの細かい聖護院大根、聖護院蕪菁等を用ひ、成るべく薄く四角形に削りその薄片を鹽水に一、二時間乃至一夜間浸して鹽味をつけ、且つしなやかにして置いて別に練つて置いたからしを之に巻き込み昆布の細紐で結び、甘酢に浸せば直ぐ使用することが出来ます。

七、柿の簡易濾抜き法

柿の濾抜き法は炭酸瓦斯の利用が最も科學的で確實です。柿を密封の出来る瓶又は樽の中に詰め、その底に豫め一定量の重曹を入れて置き、之に醋酸を注いで瓦斯を發生させ蓋をして密封するのです。

四、五日乃至一週間で完全に濾が抜けます。

薬品の用量次の如し。

五立瓶 重曹一五瓦(四匁) 氷醋酸一三匙(盃一杯)

一斗樽 重曹一三匁 同 一二勺

花ト植木
陽春園植物場
幸樂園
阪上重夫
庭園用樹
觀音竹
旭園
園主 中西菊松
兵庫縣川邊郡長尾村山本
電話山本一五番甲自宅用
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番乙營業用
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番丙
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番丁
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番戊
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番己
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番庚
兵庫縣川邊郡山本
電話山本一五番辛



葉牡丹の栽培法

園藝試作場

武田繁人

葉牡丹は我が國本來の植物ではなく、佛國中北部の原産であつて、十字科に屬する耐寒性の草花である。十一月から正月にかけて、拘合せる葉は美しい色彩を現し、正月の床飾りには欠くことの出来ない草花で、盛花、花籠或は寄植の材料として

其の用途は可成廣い。殊に冬花壇の寄植には、唯一の材料であつて、春花壇にも勝る美しさがあるものである。

色彩は主として、赤、白絞、紫等であるが、一般に好まれる色彩は赤、白系統のものであつて、紫系統のものは蔬菜に近き嫌味があり余り喜ばれて居ない。

葉牡丹は色彩鮮明にして大きく、且葉の上面良く揃び、心部

の突出或は凹状を呈しないもの、又四方に平等に開葉し、葉縁

の縮みは均等なものが優良品である。

葉牡丹は弘化年間和蘭人に依つて傳へられたものらしく、其の後の栽培状況は筆者に分らないが、產地として名高い名古屋では數十年前から栽培をして居るとのてとである。當場では系統選拔の目的で、昭和十一年に名古屋より種子を求め爾後毎年採種を行い、栽培をして居るが、近年は產地のものに比較し

聊の遜色もなきものを見て居る。

筆者は始めて栽培される方の爲、拙文を頼みす、其の栽培の要點だけ記し、大方の御参考にでもなれば甚だ光榮に思ふ次第である。

種子の粗雜なる理由

現在栽培されて居る葉牡丹は、色彩に於ても形態に於ても千態萬様と言ひたい位に交雜して居る。

之は十字花植物の通性である交雜し易い性質があること、一つは自家不穢性が高いと言ふことに起因するものであつて、葉牡丹には未だ純系と言ふものはない。即ち自花受粉を行はめる場合は甚だ結實が悪く、到底多量の種子は望めず、従つて多量の種子を得るためにには、自然他花受粉を行ふ場合には、同一品質のものを多數選抜しなければならないが、之又相當困難を感じる。

御承知の通り他花受粉を行ふ場合には、同一品質のものを多數選抜しなければならないが、之又相當困難を感じることであつて、自然數の中には不良母本も混り、結局結實した種子は粗雜なものしか出來ないと言ふ譯である。現在の栽培用

種子は、大體同一品質のものが揃つて出来れば、それで満足すべき状態であるから、そこで筆者は自家採種を御進めしたい。自家採種は品質が劣變し、一般からは出来ないものゝ様に信せられて居るが、母本の選擇にさへ注意すれば充分満足を得られるものである。又之が最も安全な方法ではないかと思はれる。

播種及假植

葉牡丹は切取つて砂中に挿入すれば、容易に發根するものであるが、普通は實生法に依つて繁殖を行つて居る。播種期は、六月中旬より七月中旬迄が適期であつて、これより遅れる場合は、生育時間が短い爲、立派なものを作ることが出来ない。以前は古種子（昨年採種）を使用し、春四月頃に播種して居たが、今日は採蒔と稱し、採種せる種子を直に苗床に蒔付ける方法をとつて居る。採蒔は定植期が八月中旬以後になる爲、前作が出来、土地を集約的に利用することが出来る上に、又色彩も鮮明に現れる利益がある。

播種法は、生ず幅四尺、長さ適宜の平床を作り、薄く下肥（二倍液）を施して表面を搔き均らし、細竹を使用して深さ一分内外の溝を印し、之に種子の接觸しない様に蒔き付けるのである。種子を下せば板を以て軽く其の上を鎮壓し、砂又は土を五厘乃至一分の厚さに被せ、如露で充分灌水をして、葉を覆ひ發芽を待つのである。

移植は根群の發達を良好にし、植ゑ傷を少なくする効があるが、其の反対に生長を甚だ遅らすと言ふ缺點もあるため、假植の回数は頻繁に行ふ必要はなく、二、三寸距離に一度行へば充分である。移植後は直に灌水し、一、二日間は日光の直射を避けることが肝心である。この時移植を行ふ。

移植は根群の發達を良好にし、植ゑ傷を少なくする効があるが、其の反対に生長を甚だ遅らすと言ふ缺點もあるため、假植の回数は頻繁に行ふ必要はなく、二、三寸距離に一度行へば充分である。移植後は直に灌水し、一、二日間は日光の直射を避けすることが肝心である。

定植

葉牡丹の好適する土質は、壤土であるが、排水の不良ならざる限り如何なる土質にても差支へない。定植は下種期に依り異なるも、本菜八、九枚に達すれば定植してよい。先ず葉牡丹の収穫後、直に麥を下種する様に作畦し、生育中庸にして、縮葉多く稍丸味を帶びて緊つたものを選び、葉柄の太く短きもの、葉が菜葉の如くにして生育の良好なるものは除き、株間一尺五寸に定植する。定植の時期は晴天の日中を避け降雨後、夕方又は曇天の日に行ふ様にしなければならない。而して定植に當り水分の發散を防ぐため、下葉一、二枚の葉柄を残して摘除する人もあるが、過乾の折柄一理あると思はれる。

定植後の管理

肥料は作畦の時施すべきであるが、前作の關係上定植迄の日數短き爲に活着後株間に大豆粕、木灰等を施し、之を以て元肥の代用とし、其の後九月下旬十月月中旬の二回に下肥を追肥として施せば充分である。尙色彩の現れる頃、肥料切れをして葉の伸長の一時衰へることがあるが、この時は硫酸アンモニアの水溶液（水一斗に對し二〇匁）を施せば回復するものである。斯くして發育が旺盛になれば、葉も廣大となり莖も太くなつて来る。此處に於て發育を抑制する意味で、十月頃徒長的傾向のある株の葉を數枚摘葉してやる。斯くする時は、殘された葉も徒長することなく密生し、莖も肥大しない様になる、其の後發育に應じ一、二回同様に摘葉をなせば形は正しく、又莖が滑かに美しくなるものである。

其の他の管理としては、時として暴風に會ひ倒伏することがある。斯る時は直に起して支柱を立なければ莖は曲つて觀賞價値は全くなくなつてしまふ。

尙紋白蝶の幼蟲（青蟲）夜盜蟲、蚜蟲等が葉を食害するものであるから、朝夕必ず一巡して捕殺驅除してやらなければならぬ。特に降霜時になると、縞葉の心部に夜盜蟲が深く潜伏して居るから注意を要する。

採種園

押し迫つた年の暮、牡丹の様に美しくなつて來ると母本の選擇が始る。先づ採種方法であるが、普通行はれて居るのは、母本選り採種と、萌芽採種である。母本選り採種とは、葉牡丹の具備すべき全部の條件にかなつた優良品のみを集め、採種する方法で、後者は莖を地上五、六寸にて切斷し、字の如く萌芽を發生せしめて採種するものである。之は結實が稍遅過ぎるため翌年の播種用にしかならぬ缺點があつて、今日行はれて居るものは前者である。

尙霜除けの設備があれば申分はない。

先づ優秀なる母本の選擇が終れば、根を損傷せしめない様丁寧に掘取り、豫め用意せる採種園に株間一尺五寸乃至二尺の間隔に移植をなす。この際注意しなければならないことは、各系統を一ヶ所に定植しないことである。當場に於ては採種網を使用しない場合は、少なく共二町を離して移植して居る。從つて

採種方法

山間部の畠を採種圃として利用する場合は、設備が不要な上に
采種した種子は最も確実である。

管
理

移植が終れば支柱を立て、抽臺期迄に三回の下肥を施す。春四月氣温が上昇すれば愈々抽臺を始めるが、この開花期は可成多くの肥料を要するものであつて、若し生育の衰へる徵候を現せば、硫酸アンモニアの如き速効性肥料を施し、完全なる花を開かす様勤めなければならぬ。又開花期から結實期にかけて害蟲の發生が甚だ激しく、特に蚜蟲の發生が多いため、若し之を放置する場合は全く結實しないことがある。

種子の調製

葉牡丹は無根花席であるから、本の方にあるものより開花を始むる爲、種子の成熟も一齊ではない。従つて全部完熟する迄待てば、播種にも支障を來すことになる故、採蒔の都合の良き時期が來れば、全果の結實を待たず或る程度迄の成熟を見て基部より刈取るのである。刈取つたものは二、三日陽乾して、手にて揉み落し、更に篩にかけて精選すれば良い。尙乾燥の不充分なる時は席にて乾し貯藏する。採種量は授粉とか、或は管理に依り一概には言へないが、普通一株の採種量は二壇位である。(終り)

六、會員名簿

・
會員の諸賢に對して甚だ申譯なき次第で、本誌を早く編輯し送附申すべくも、心のみ急り追今に成つた次第であります。各支部より御報告願つたものを取纏め尙個々の氏名を掲げて置きしも間違のあることゝ思ひます、若し氣付きの點あらばお知らせ願ひます。

支部名	會員數	支部名	會員數	支部名	會員數
尼ヶ崎	一名	川邊郡	一二八名	有馬郡	一〇名
美醜郡	一〇九名	加東郡	一八名	多可郡	五名
印南郡	二五名	揖保郡	三八名	朝來郡	一〇名
宍粟郡	一九名	氷上郡	三一名	津名郡	二三名

住 所	氏 名	住 所	氏 名
尼崎市	神田中通三丁目	長尾村丸橋	金岡儀一郎
川邊郡	山路伊三郎	中山寺	小松幸平
長尾村山本	兵太郎	口谷	阪上庄太郎
同 同 同 同	三好式一	山本	木村末谷源平
同 野里	喜多孝一	同	中西登
同 平井	同	同	龜次郎
同	同	同	太郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 長尾村山本 住 所

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 長尾村山本
同 同 同 同 同 同 中 平 同 同 同 同 同 同 同 同 住 所
筋 井

阪上重助 氏
阪上富右衛門
金岡善太郎
鮎嶋丈平
南部儀之介
若生卯之松
龜島幸三郎
堀武一
三好呂兵太郎
若生彦藏
喜多彦藏
今里一薰
植谷藏
米田薰
米谷藏
阪谷吉
阪谷吉
上作
上與
上辰
上源
上與
上藏
上助
上吉

田舎の路姫店の様皆

農林省御指定

日本農藥株式會社
農藥株式會社
農業研究部
農業研究部
農業研究部
農業研究部
農業研究部
農業研究部

農園藝品
兵庫縣特產種子
北海道產馬鈴薯種
農園藝種苗

眞の良いタネ

力 合田勝亮商店
電話六七八番
振替穴坂六一九六五番

電話六七八番
振替大阪六一九六五番

カタログ無料送呈

田舎の路姫い安く良

鷺村赤光坂坂坂米黒鷺赤藪横森戸八谷澤岩岩小吉黒
尾井松枝本本本村井尾松本山本田木口井谷谷西林田
正總伊三吉安之助榮太郎市敏清茂信實常三郎藤三郎鐵治平三郎義明清幸治郎松貞初正
實勝一勝

計 小 中 岸 大 馬 谷 鶴 篠 藤 安 橘 中 橘 奥 谷 黑 中 稻 今 黑 大 寺
倉 西 山 井 本 西 場 口 尾 島 本 福 田 田 田 野 口 井 田 葉 枝 井 野 口
周 光 茂 勇 純 一 庸 慶 數 太 郎 善 傳 昇 米 白 庄 文 重 輝 正
治 雄 二 夫 一 聲 雄 治 治 一 雄 治 一 勅 弘 一 吉 郎 雄 雄 萬 夫 敦

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 細川村

中 小 藤 西 森 五 小 中 常 藤 田 村 中 仲 藤 岸 池 中 中 武 藤 中 服 公
井 川 本 関 永 藏 山 井 森 平 村 上 井 上 本 井 野 井 井 田 本 井 部 森
彌 甚 長 義 武 好 忠 寅 正 和 俊 明 理 德 茂 正 慶 治 芳 太 氏 由
市 三 郎 薫 三 雄 夫 醉 一 一 藏 美 美 弘 夫 巍 雄 一 太 郎 重 藏

志染村 同 細川村

告大河八中米八池鷺中坂坂檜鷺米實小村村井白本衆公
野杉野木尾村木町尾井本本皮尾村井島上上上井岡森
武正信弘治宣作正定才作德武定輝卯清重佐榮義縫光源
一己郎士郎則茂治吉太郎松吉次雄一郎司三郎吉次夫之助一吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 長尾村中筋
获野 鴻池 同 同 同 同 同 荒牧 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 長尾村荻野
瀧山 小花 小戸 出在家 川西町能勢口 中山寺 同 同 同 同 同 同 丸橋 同 同 同 同 同 同 口谷 野里 同

上 谷 渡 澪 福 林 金 阪 上 阪 金 阪 若 阪 阪 阪 阪 阪 干 林 池 辰
中 東 邊 井 三 儀 元 吉 関 末 雄 阪上 治右衛門 上 上 関 源 吾 岡 六右衛門 上 生 佐十郎 與三郎 政治郎 喜代松 野 忠秋 三 繁 本 清吉 喜市

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 西谷村上佐曾利 同 同 同 同 川西町寺畠
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 久代 同 加茂

松 梅 田 東 福 田 今 田 今 梅 中 東 小 長 中 北 垣 田 森 北 垣 御 今 松 宮 上
林 脇 中 仲 本 中 中 中 垣 村 南 家 村 内 中 田 内 牧 西 村 川 山
作 重 好 覚 文 信 作 定 良 精 英 健 新 一 伴 彦 清 秀 元 繁 由 正 岩
太 郎 吉 太 郎 吉 郎 次 市 太 郎 市 作 昇 次 郎 作 得 一 郎 次 吉 義 三 太 郎 一 藏

北前北藤稻小正	古馬青矢因家上谷藪馬	田西小
川田本岡堀井	林場木政谷門山野場	中本西
兼幸傳久徳信武兵衛	慶十郎勇治郎勘一幸治郎藤吉長作與治郎勇太郎藤作彌三郎	金吾治良吉敏雄

大津村 網干町 室津村 郡農會 同 同 同 同 同 同 同 同 東河村 朝來郡 宍粟郡

穴中尾一夫尙
片岡圓治
佐藤伊三郎
藤原與八郎
衣川清市
藤原兵藏
畠山國太郎
夜久常右衛門
足立重藏
稻津高之助
畠山日下部
稻津直三郎
畠山忠次
稻津昌山
城下村農會
山崎町農會
戸原村農會
安師村農會
富栖村農會
河東村農會

氷上郡

萬澤村農會 神戶村農會 神野村農會 神戶村農會 染河內村農會 下三方村農會
三方村農會 繁盛村農會 西谷村農會 三河村農會 千種村農會
菅野村農會 土萬村農會 三河村農會 奧谷村農會 菅野村農會
佐治町農會 成松町農會 黑井町農會 上久下村農會 小川村農會
和田村農會 久下村農會 上久下村農會 小川村農會 和田村農會
沼貫村農會

津名郡

萬野 村農會
幸世 村農會
芦田 村農會
遠阪 村農會
神樂 村農會
前山 村農會
竹田 村農會
吉見 村農會
鶴庄 村農會
美和 村農會
春日 部村農會
大路 村農會
國領 村農會
船城 村農會
新生 村農會
石原 昌太郎
中澤 固次郎
新井 村農會
上伊 田嘉吉
前田政治
上木 権二

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 佐 野 町

向平鹽森石古村古寺宮南遙宮新甲門尾和尾月片一岡平
田岡崎岡岡地上地西坂野坂本田田田崎田田江山瀬村岡
文彌義清由太郎律德伊之吉茂茂三郎耕常藏長太郎平三郎
藏作民作太郎夫一吉八三郎藏勉ぬ吉林二郎儀太郎友初伊代久
市

志染村
同 同 同 同 同 同 同
加東郡
加東郡農會
同 同 同
社町農會
加茂村農會
瀧野町農會
河合村農會
市場村農會
小野町農會
大部村農會
福田村農會
下東條村農會
中東條村農會
上東條村農會
米田村農會
上福田農會

農 岩 塚 松 松 今 勝 丸 農 渡 奥 農 藤 藤 橫 永
谷 村 岡 本 西 取 山 邊 田 本 原 山 井
次 賢 四 修 定 隆 貞 正 太 忠 武 正
會 男 男 郎 司 市 雄 男 會 三 郎 會 男 男 茂 一
市 竹 岡 大 加 山
原 內 本 原 古 上
資 愛 祐 坂 高 幸
久 三 郎 行 藏 治 太 郎

鴨川村農會
來住村農會

杉前	藤吉	大神	松藤	井石	儀紫	神宇	藤原	原長	大常
田川	原岡	西吉	下本	上原	野田	吉野	原田	田井	西見
芳積	繁德	甚榮	繁助	芳太	一義	兼峯	賢太	繁經	範光
次次	治治	平太郎	治郎	太郎	郎一	治松	二貢	吉吉	一雄

上莊村國包　同　同　見土呂
阿彌陀村地德　曾根町古屋町
的形村假屋　同　同　同　同
同　同　同　同　同　同　同
米田町米田　同　同　同　同
揖保郡　西栗栖村　東栗栖村
掛西村　半田村　神部村
東栗栖村　河内村　室津村

同 周 律村
御津村 余部村
掛保村 香島村
新宮町 越部村
神岡村 舟岡村
同 同 同 同
林田村 太市村 龍田村 小宅村 舟岡村
同 同 同 同 同
與田村 斑鳩町 太田村 旭陽村 勝原村

三木榮次郎
家三
仲大
前金
新宮
田谷
西村
田政
幸一
正三
郎男
二三
山本忠義
松ヶ下
尾
長谷川
田木田
垣尾田
川上水
井
佐見津
内海瀬
町農會
前田政
幸一郎
大谷幸
三木正
三郎
家三
仲大
前金
新宮
田谷
西村
田政
幸一郎
大谷幸
三木正
三郎

同 同 同 同 同 多 賀 村
同 同 同 同 同 同 志 筑 町
同 同 同 同 同 生 穂 町

池土五百土中東東稻松中金奥谷山川奥松湯谷森瀬岡大
上居反田井尾田田家田川岡野 本端田本野 崎 田川
喜 和 賢 藤 辨 清 秀 常 伴 德 源 浅 源 勝 光 周 繁 岩 茂 豊
茂 清 郎 操 勇 郎 一 郎 治 郎 一 郎 一 藏 七 吉 松 一 守 一 幹 市 郎 之

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 釜 口 多 賀 村

國野松野坂岡古古瀧大山野平辻小井橋山山大石向砂
賀田崎田本 賀賀水石崎田石川川上本崎崎添川川田川
和修市辨榮雅種定賴利千德松貞久正辨好清英茂久磯
一郎治一郎雄一郎光一郎一一郎一一郎二雄吉一雄一吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 釜 口 村

米森山柳五石橋寺岡奥外森收濱辻砂砂國野森野牛森
澤 口谷條井本本崎村原鼻 田本川川賀田賀 田原
助忠松 廣親三要民信美磯又武時岩忠作友繁勝兼喜茂
松藏夫勝美義郎人雄夫治平郎雄光夫彌一八松一郎

同 同 育 波 村
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 中 田 同 同 釜 口 村

片篠小延久久奥赤瀧延斗上太長石村大西池柴南加岡清
平田保安保保田坂 安内坂田尾瀧瀧田岡澄原原野 水
敬健正智謙爲杉金義松昌初初富準繁福 堅彌正梯岩利
行吾平逸三郎松一雄郎一郎一一治平一伊稔一助二三吉重

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 佐 野 町

寺逢仲仲尾尾寺古栗寺桑野野上下梅下池五五五川池松
西坂烟烟崎崎西宅田西野上上原原原邊熊熊熊端邊本
源久清辨金新弘賢磯慶秀 虎字 利勇幸辨善萬儀彌利
次市行郎藏次好一吉司雄弘一吉卓郎吉次吉吉平郎平之

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 佐 野 町

中中中新新小小福新庄新下福新小松五小宮庄庄生萩深
林林林田田池池條田田田原條田桐田熊桐坂田田村原田
喜勇一秀萬喜鹿彌文繁芳浅金市勝淺清彌つ春清秀清
太郎榮雄吉平藏郎吉藏雄太一郎吉吉一吉市博吉吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 佐 野 町

打青近勢打東打金高大大山松北上大西瀧奥芝平前一澤
越 藤戶越田越田瀧前歲口浦門田上川本殿村岡羽瀧西
茂政清義純松茂 林正秀鶴由榮龜尹貞繁福實信建喜
一吉弘雄一郎夫勇衛一一吉一一吉通夫雄松雄夫郎八

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 生 穂 町

原林尾木神岡土大家秋山坂家東水森家矢但池中坂中岡
田 下下垣本井上谷田田本谷野原 谷坂馬田林 山
秀榮克繁儀政惠寬直光 正彦彦一義伊 武彌佐重喜祐
夫一己藏郎春一一次雄實孝平一男夫市茂夫郎吉一一二

同 同 同 同 同 同 假 屋 叮

廣岡平砂味武池原宮淺西
田松岡田田城田鼻
直由伸貞久武忠達政
吉太一市美功夫昌一義
萬次郎

昭和十七年一月二十五日印刷

八四

ミ力ト種苗株式會社

海外貿易商

海
外
貿
易

營業種品
庭園用樹
觀賞植物
内外花卉
和洋草花
球根類
果實苗
歐米花卉直輸入
造庭花壇ノ設計
私書函山本局第三一號
大日本兵庫縣川邊郡山本
ミ力ド種苗株式會社
振替口座大阪二九二二三番
電話 山本 七二二番
電信略號 ミ力ド

卸問屋

(輸出専門)

兵庫縣川邊郡山本
掘替穴阪二七〇六〇番
掘替神戸一八二五四番

各位皆様の御健勝と御隆盛を御祈り致して居ります
最も賣りよい最も買よい最も感じの良い皆様の取
引市場として御好評を頂て居ります
何卒御誘ひ合され舉つて御參加御出品の程御願申
上ます

地方出荷大歓迎
仕切金即時送金

草生園植物場
石原五郎

山本高級園藝市組合

讀書會

草生園植物場
石原五郎

和洋庭園樹木
高級溫室植物
和洋庭園施工
賣店貨鉢用品
卸賣專門
寺田花園營業所
園主 寺田半次

寺田花園營業所
園主 寺田半次

草生園植物場
石原五郎

園藝カタログ進呈

兵庫縣川邊郡山本
振替穴阪壹壹五六八番
電話山本三五番

園藝カタログ進呈

兵庫縣川邊郡山本
振替穴阪壹壹五六八番

西で定評の

仕切迅速
親切町営
地方出荷
大歓迎
質問應づ!

地方出荷 大歓迎
仕切金即時送金

株式會社
兵庫園藝市場
神戸市湊東區
楠町四丁目一〇三
電話元町一三三七
市電大倉山
停留所西濱側

神戸花市場

神戸市湊東區楠町四丁目一九五
電話元町④二七二番

誠意と堅實を資本として
安心して任せる
皆様の市場
取扱至極公平にて親切且信用ある

関西に誇る切花市場

<p>農産種苗問屋</p> <p>古川龜太郎商店</p> <p>本店 姫路市南畠町一四六五番</p> <p>出張所 振替大阪六四七九二番</p> <p>御用 各縣立農事試驗場 各郡農會、學校</p> <p>電話山本三番</p>	<p>仲徳園</p> <p>花卉種苗球根</p> <p>野菜種苗球根</p> <p>日米種苗</p> <p>(カタログ)</p> <p>歐米直輸入 優良種子卸小賣</p> <p>神戸市灘區永手町五ノ二五 振替神戸九三二六番</p>	<p>種子有馬農場</p> <p>兵庫縣有馬郡有野村 電話有馬十三番</p> <p>御用命は信用ある確實な 草花種子球根 觀賞植物宿根花草樹 和洋庭園用樹街路樹 其他高級品鉢物一切 — (カタログ贈呈) —</p> <p>兵庫縣川邊郡長尾村山本</p> <p>場物植園春陽</p> <p>本山郡邊川縣庫兵番 三本山話電番〇五二三四番内 九九八戸神番九九八号六第局本山面書私</p>
--	--	---

終

